

行催事実施計画書例

令和〇年度 国営アルプスあづみの公園 〇〇地区
〇〇イベント 実施計画書

1. 目的

国営アルプスあづみの公園のイルミネーションイベントを両地区同時開催。LEDによる光の演出に加え、アート展なども開催。屋外でイルミネーションを楽しめるだけでなく、屋内施設も使ったイベントを展開する。

また、開催にあたっては地元自治体及び宿泊施設等と連携を図り、地域集客及び観光利用促進を図り、期間中の集客及び利用満足度を促進する。

2. 開催期間

令和〇年〇月〇日（〇）～令和〇年〇月〇日（〇）

3. 実施イベント（予定）

【演出イベント】

イベント期間中、アーティスト等によるショーをはじめ、花火等によるイルミネーション演出等を実施。

【ワークショップイベント】

イベント期間中、クリスマスやイルミネーションにちなんだ、ワークショップイベントを開催。

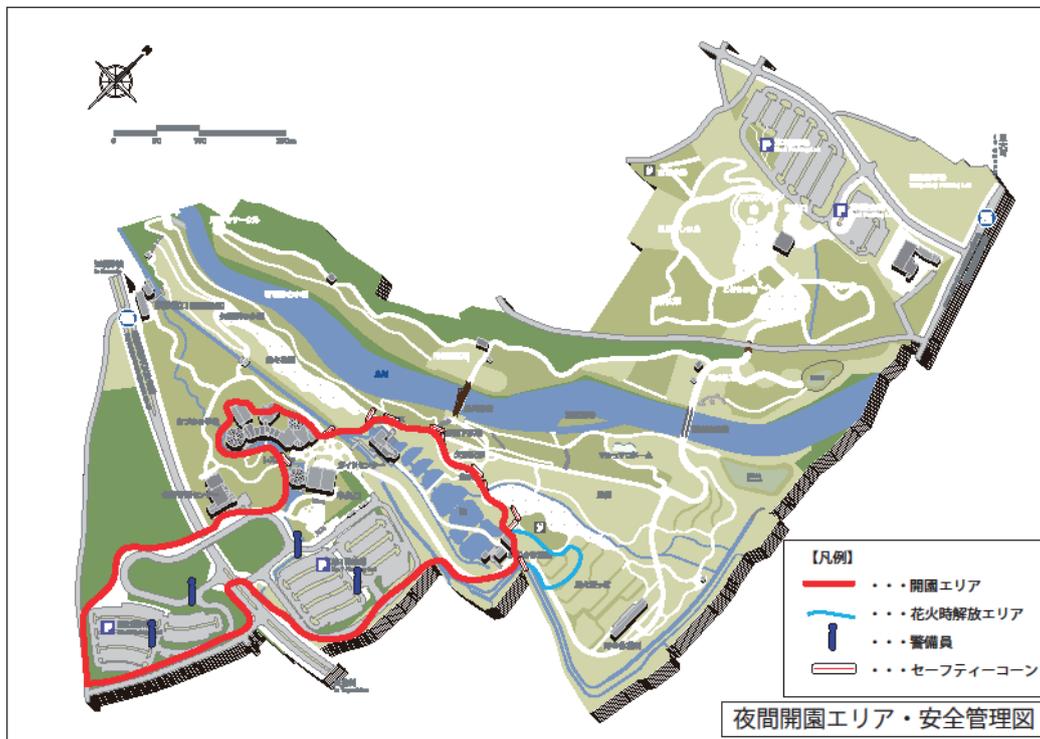
【JR〇〇駅⇄公園シャトルバス運行】

期間中の駐車場混雑を予測し、周辺地域の渋滞緩和や駐車場混雑緩和及び、自家用車での来園が困難な方の誘客を目的に、公園の最寄駅からのシャトルバスを運行。

4. 安全管理

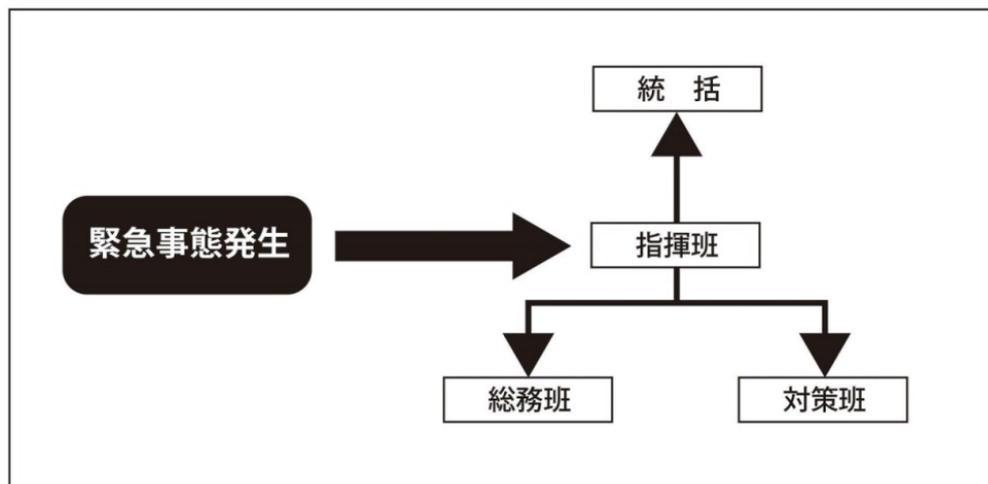
- ・イルミネーション期間中は、以下のとおり来園者の安全確保に努める。
なお、事故、災害等が発生した場合は、「危機管理マニュアル」に基づき対応する。
- ① 園内巡視の実施
 - ・巡視スタッフ及び職員による園内巡視を随時実施。
- ② 足元灯の点灯
 - ・16時以降、夜間開園エリア内の既設の足元灯を点灯。
- ③ 非常時における屋外照明の点灯
 - ・緊急時の場合は、車両や人の出入り口における屋外照明の点灯を実施。また、対策班を誘導員として配置する。
- ④ 立入禁止区域の対応
 - ・16時に、立入禁止区域と開園区域の境界線に立入規制措置（セーフティコーン、バー及び立入禁止看板の設置）を実施。
 - ・立入禁止区域残留者に対し、巡視スタッフによる開園エリアへの誘導を実施。
 - ・夜間開園エリアの案内の園内放送の実施（15:00、15:30、15:45、15:55）。
- ⑤ 閉園の対応
 - ・21時閉園案内の園内放送の実施（20:30、20:45、21:00）。
 - ・巡視スタッフ及び職員による来園者の誘導及び園内巡回（残留者の有無等）を実施。
- ⑤ 花火時の対応
 - ・花火時には、芝生広場を開放する。
 - ・芝生広場の外灯を点灯して、足元を明るくするとともに、職員等を配置して注意喚起を行う。

5. 夜間開園エリア・イルミネーション実施範囲



【緊急発生時の各班の担当業務】

■組織表



■各班の担当業務

班名称	担当（基本）	業務内容
統括		・管理センターが行う対策全般を統括
指揮班	① ②	・各班からの情報、気象情報等各情報を収集し、公園事務所、センター長と協議の上、対応を指示。 ・統括不在の場合の業務代行
総務班	① ② ③	・管理センター機能の確保 ・救急物資等の準備・調達 ・参集職員の把握及びその他職員の安全確認 ・関係機関、各班、JV 各社への通報・情報の伝達 ・被災・避難情報、園外情報等の収集
対策班	① ② ③ ④ ⑤	・園内施設等の点検 ・被害状況の把握・調査等（人的・物的） ・来園者の避難誘導案内・救護活動 ・災害予防及び復旧対応 ・通信機器の確保 ・臨時閉園の対応

*①②③④：連絡の優先順位を示す

*当日の勤務実態に応じ、適宜、指揮班担当者からの指示により変更する。

ボランティア活動（規約・活動内容）

アルプスあづみの公園管理センター 協働活動者登録制度設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アルプスあづみの公園管理センター(以下「センター」という。)が、国土交通省より受託管理する国営アルプスあづみの公園(以下「公園」という。)を、信州・安曇野地方の文化、観光、自然、遊びなど、来園者への「もてなし」提供を行うため、地域住民等との協働による管理及び運営を推進していくことを目的として、協働活動者登録制度の設置及びその運営に関し必要な事項を定める。

(定義と分類)

第2条 この要綱において協働活動者(以下「活動者」という。)は、センターが実施する公園管理に関して理解と協力意欲のある者で、行動目的を共有し、かつ連携・協力により課題解決へ向けて活動する者をいう。

2 活動者は、個人にあつては「専門指導員・指導員」「協力員」「協働員」に、団体にあつては「協力団体」「協働団体」に分類する。各名称の定義は別紙1の活動者分類要領のとおりとする。

(活動内容等)

第3条 活動者が行う活動の内容は次の各号のとおりとする。

- 一 植物管理、清掃等の維持管理に関すること
- 二 来園者の利用案内・指導に関すること
- 三 自然の保全及び緑の普及に関すること
- 四 センター事業の企画及び運営強力に関すること
- 五 その他公園管理に必要な業務協力に関すること

2 アルプスあづみの公園管理センター長(以下「センター長」という。)は、前項各号に掲げる活動について、公園が運営するホームページ及びチラシ等により、作業内容、登録方法その他必要な事項を掲示もしくは提示して活動者を募集する。

(登録の手続等)

第4条 活動を希望する個人または団体は、本要綱を理解の上、協働活動者登録申請書(第1号様式)をセンター長に提出する。また、団体にあつては、会則(活動の目的、内容、実績等)、構成人数、財務状況等の活動状況がわかる資料(総会資料等)も併せて提出する。

2 協働活動者登録申請書にあつては、氏名、住所、連絡先等のほか、希望する活動分野(別紙2)についても記載する。

3 センター長は、第1項による申請があるときは、審査要領(別紙3)に基づき審査し、適当と認められるときは、申請者に協働活動者登録通知書(第2号様式)により通知するとともに、協働活動者登録簿に登録する。

- 4 前項により登録された活動者は、登録内容に変更があるときは、口頭によりセンター長に速やかに届け出るものとする。センター長は、この届出を受けた時は、登録簿の登録内容を変更するとともに、協働活動者登録内容変更通知書(第3号様式)により変更を通知する。
- 5 センター長は、前条第1項における専門活動にあつては、本条第1項の登録申請者の中から審査し、適するものにあつては、協働活動依頼書(様式第4号)により、具体的な活動内容及び活動時期等を定め依頼する。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、随時登録した場合は、登録した日から当該年度3月31日までとする。なお、第7条に規定する登録抹消事由に該当する場合はこの限りではない。

(協働活動者の責務)

第6条 活動者は、協働活動者要領(別紙4)に定めるほか、次の各号に定める責務を負う。

- 一 安全及び衛生の確保に配慮すること
- 二 公共の利益に反し又は反する恐れのある行為は行わないこと
- 三 危険の恐れのある行為又は他人の迷惑となる行為は行わないこと
- 四 営利的、政治的活動及び宗教的活動は行わないこと
- 五 その他センター長が必要と認め指示すること

(登録の抹消)

第7条 センター長は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、登録を抹消することができる。

- 一 活動者から書面による登録取り消しの届け出があつたとき
- 二 活動者の所在が不明となり、長期間連絡不能となつたとき
- 三 活動者が前条に定める責務を遵守できないと認められるとき
- 四 活動者の信用を著しく傷つけたとき
- 五 その他センター長が特に必要と認めたとき

(活動の支援)

第8条 センターが活動者の活動に対し行う支援は、次の各号のとおりとする。

- 一 協働活動に必要な資材の提供及び用具の貸与
- 二 協働活動に関する情報の提供
- 三 有料公園区域への入園料の減免
- 四 必要とする協働活動等に関する研修
- 五 必要と認める活動者へのボランティア保険への付保
- 六 その他センター長が必要と認めたこと

(入園料減免の制限と協働登録証の発行)

第9条 有料公園区域内への入園料の減免は、協働活動および協働活動に付帯する行為がある場合に限るものとし、センターは活動者であることが認識できる協働活動者登録証を発行する。

2 活動者は、公園での活動に従事するときは、協働活動者登録証を携行し、着用する。

(自己責任の範囲)

第10条 専門指導員・指導員、協力員にあつては、センターとの協働活動範囲にあつて、活動者及び活動参加者に不慮の事故がある場合は、その責任はセンターに帰着する。ただし、自然災害や当事者および第三者の故意による事故はこの限りではない。

2 センターは、前項において発生した事故に対し、相互自らが加入する傷害、賠償責任保険の保険金等により適正に補償する。

3 協働員、協力団体、協働団体にあつては、工具や火を扱う活動等の事故に備える保険に協働活動者自らが加入する傷害、賠償責任保険の保険金等により適正に補償する。

4 協働員、協力団体、協働団体活動における責任は、イベント主催者が負うものとする。

5 センターとの協働活動範囲外により発生した活動の事故については、その責任をセンターは一切負わないものとする。

(協定書による責任・役割の確認)

第11条 協働員、協働団体は、センターとの協定書(第5号様式)において、活動上必要な事項の責任・役割分担を定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1-1号様式(第4条関係・個人用)

令和 年 月 日

アルプスあづみの公園管理センター
管理センター長 殿

団体
(団体の場合のみ)
代表者 住所

氏 名

印

協働活動者登録申請書

アルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度設置運営要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

- 活動者分類・名称(別紙1に基づく)
- 協働活動分野(別紙2に基づく中分類)
 - 主たる活動分野
 - 従たる活動分野
- 全参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先

氏 名	性別	生年月日	住 所	電話	FAX

第1-2号様式(第4条関係・団体用)

令和 年 月 日

アルプスあづみの公園管理センター
管理センター長 殿

団体
(団体の場合のみ)
代表者 住所

氏 名 印

協働活動者登録申請書

アルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度設置運営要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申請します。

- 活動者分類・名称(別紙1に基づく)
- 協働活動分野(別紙2に基づく中分類)
 - 主たる活動分野
 - 従たる活動分野
- 全参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先(別紙でも可)

氏 名	性別	生年月日	住 所	電 話	FAX

令和 年 月 日

様

アルプスあづみの公園管理センター
管理センター長

印

協働活動者登録通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった協働活動者登録については、次のとおり登録しましたので通知します。登録内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。

なお、この登録に基づいて協働活動を行うにあたっては、協働活動者登録制度設置運営要綱を遵守していただくとともに、専門有資格者にあつては、当センターから別途活動依頼書(第4号様式)を受けたのちに、担当職員と具体的な活動内容について協議していただきますのでよろしくお願い致します。

●団体名、代表者の住所氏名、連絡先

●活動者分類・名称

●協働活動分野

○主たる活動分野

○従たる活動分野

●参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先

氏名	性別	生年月日	住所	電話	FAX

※ 登録した個人情報、登録者本人(団体及びその構成員については代表者)の承諾がある場合を除き、第三者に提供することはありません。

様

アルプスあづみの公園管理センター
管理センター長 印

協働活動者登録内容変更通知書

協働活動者登録について、次のとおり登録内容を変更しましたので通知します。登録内容に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。

●団体名、代表者の住所氏名、連絡先

●活動者分類・名称

●協働活動分野

○主たる活動分野

○従たる活動分野

●全参加者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先 [別紙でも可]

氏名	性別	生年月日	住所	電話	FAX

※ 登録した個人情報、登録者本人(団体及びその構成員については代表者)の承諾がある場合を除き、第三者に提供することはありません。

アルプスあづみの公園管理センター 協働活動者分類要領

1 目的

この要領は、アルプスあづみの公園管理センター（以下「センター」という。）が定めるアルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度設置運営要綱（以下登録要綱）」という。）において、協働活動者の登録分類について必要な事項を定めることを目的とする。

2 協働活動者の分類及び名称

この要領における個人及び団体の協働活動者とは、次に掲げるものに分類し、称する。

1) 個人

- (1) 専門指導員・指導員（パートナー、サポーター ・ 研修活動者）
- (2) 協力員（ボランティア）
- (3) 協働員

2) 団体

- (1) 協力団体
- (2) 協働団体

3 協働活動者分類名称の定義

協働活動者の分類及び名称は、次に掲げる定義による。

1) 個人

- (1) 専門指導員・指導員（パートナー、サポーター ・ 研修活動者）

専門指導員とは、来園者及びほかの協働活動者等への実技指導及び実演、専門解説等において高度な専門知識、技能、活動分野でのすぐれた能力又は経験を有する者で、登録要綱の第1条の趣旨に賛同するとともに、定期的な活動に参加し、かつセンターが協働活動者として依頼する個人の者をいう。また、専門指導員の研修期間中の登録者を指導員とする。

- (2) 協力員（ボランティア）

協力員とは、登録要綱第1条の趣旨に賛同するとともに、定期的な活動に参加し、協働活動者登として自発的に参加する個人の者をいう。

- (3) 協働員

協働員とは、登録要綱第1条を踏まえ、自己責任を有するとともに、センターとの対等な関係による、相互の協定を締結し、国営アルプスあづみの公園を拠点として活動する個人の者をいう。

2) 団体

- (1) 協力団体

協力団体とは、登録要綱第1条の趣旨に賛同し、かつセンターが協働活動

者として依頼する団体の者をいう。

(2) 協働団体

協働団体とは、前記協働員と同様な団体の者をいう。

4 協働活動者分類名称の登録

協働活動者登録にあたっては、前項の活動者分類に該当する名称を協働活動者登録申請書へ記入して、登録申請する。

5 協働活動者分類における報酬

協働活動者分類における報酬は、次に掲げるとおりとする。

1) 個人

(1) 専門指導員・指導員（パートナー、サポーター ・ 研修活動者）

有償とする。報酬額は活動協力報酬、活動保険料のほか、センターが定める職員給与規定の通勤手当規定に準拠した交通費を支給する。なお、活動協力報酬額はセンターが別に定める基準による。またセンターの依頼に応じた場合、委託費を受ける。

(2) 協力員（ボランティア）

原則無償とする。

(3) 協働員

原則無償とする。ただし、センターとの協議により、参加料、指導料、物品提供等の自らの活動維持に向けた行為を行うことが出来る。センターの依頼に応じた場合、委託費を受ける。

2) 団体

(1) 協力団体

無償または、センターの依頼に応じた場合、委託費を受ける。委託費の場合には団体による一括扱いとする。

(2) 協働団体

前記、協働員と同様とする。ただし、委託費の場合には、団体による一括扱いとする。

6 協働活動者分類の活動範囲

専門指導員にあたっては、センターが依頼する協働活動のほか、自発的に参加する協働活動ができる。また、協働員、協働団体においても同様とする。ただし、自発的に参加する協働活動にあつては、無償とする。

附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

国営アルプスあづみの公園管理センターにおける協働の活動分野

1 協働の活動分野

アルプスあづみの公園管理センター第4条第2項に定める活動分野及び内容については下記のとおりとする。

活動分野			活動内容
大分類	中分類	小分類	
1. 植物管理、清掃等の維持管理に関すること	1-1 植物・清掃	植物管理活動	花植え、除草作業などの活動
		施設管理活動	痛んだ施設の補修などの活動
		清掃等活動	ゴミ拾いなどの活動
		その他活動	上記以外の分野での維持管理に関する活動
2. 来園者への利用案内・指導に関すること	2-1 観光	地域観光ガイド	玄関ジオラマ、インフォメーション等での観光情報・地域情報の提供
	2-2 社会	地域語り部	社会科教室等での昔の暮らしに関する語り、昔話の解説・講座
		歴史ガイド	園内の遺跡・古墳・堰遺構のガイド、周辺地域の歴史解説・講座
	2-3 自然	自然ガイド	理科教室等の天文、地形・地誌、自然誌、エコ実験等解説・実演・講座 自然解説板を使った野外での自然ガイドなど
	2-4 クラフト	創作クラフト	あづみの学校、森の体験舎等でのクラフト指導・講座
	2-5 食	食体験	食体験プログラム指導・講座
	2-6 作業	山仕事・農仕事	間伐、炭焼き、農作物の栽培・収穫
	2-6 健康・福祉	健康増進・レクリエーション	健康増進・レクリエーション活動に関する指導・講座
		福祉活動	障がい者や弱者支援の利用案内活動
		その他の利用案内指導	上記以外の来園者への利用案内・指導に関する活動
3. 自然の保全及び緑の普及に関すること	3-1 環境	緑化普及啓発	緑・花に関する普及・啓発活動、地域緑化活動
		自然調査研究	公園自然資源の保全、及び調査活動、エコアップ活動
		環境教育	地域への環境教育の指導・普及
		その他活動	上記以外の自然保全及び緑・花活動
4. センター事業の企画及び運営協力に関すること	4-1 イベント	歳時記行事	歳時記行事の企画・〇〇
		田園体験行事	農的体験イベントの企画・〇〇
		公園イベント	公園イベント協力事業の企画・〇〇、イベント情報発信
		活動記録	園内記録写真の撮影、通信紙の製作など
		その他運営協力	上記以外のセンター事業へ企画及び運営協力活動
5. その他公園管理に必要な業務協力に関すること	5-1 その他	その他公園協力	その他公園管理に必要な業務への協力活動

協働活動者登録制度 審査要領

1 目的

この要項は、アルプスあづみの公園管理センター(以下「センター」という。)が、アルプスあづみの公園管理センター専門指導員登録制度設置運営要綱(以下「登録要綱」という。)に基づき、専門指導員登録申請を受理するにあたり、審査するための必要な事項を定める。

2 審査方法

審査は、センターにおいて、提出あった申請書類及び面談により、専門指導員としての欠格要件等の適否について行う。

3 審査基準

専門指導員としての欠格要件等の審査基準は次のとおりとする。これら基準を満たす者をもって専門指導員登録を行う。

1) 書類審査

- (1) 登録要綱に基づく提出書類要件を満たしているか
- (2) 協働活動遂行に必要な組織・人員を有しているか
- (3) 過去に実務経験を有しているか(専門指導員・指導員のみ)

2) 面談審査

- (1) 本協働活動の趣旨を理解しているか
- (2) 自立性を高め、責任を持って行動できるか
- (3) センターとの対等な関係において、企画力、提案力等での積極的発言ができるか
- (4) 公園のしくみを理解し、センターとの協働による責務が果たせるか
- (5) 来園者などに対し、自らの情報及び技能等を積極的に提供できるか
- (6) 来園者などに対し、公平・公正に接することができるか
- (7) 来園者などへの適切な接遇能力を有しているか
- (8) 専門指導員・指導員にあつては、来園者および他の協働活動者等への実技指導及び実演、専門解説等において高度な専門知識、技能、活動分野での優れた能力または経験を有しているか

4 審査結果の通知及び協働活動者登録

前項審査基準を満たす者で、専門指導員・専門指導員にあつては、センターが用意する協働活動条件を付した協働活動依頼書により通知する。この通知の承諾ある場合、再度、協働活動者登録通知書(第2号様式)により通知し、登録する。

協力員、協力団体、協働員、協働団体にあつては、協働活動者登録通知書により通知し、登録する。また、協働員、協働団体の活動にあつては、センターと「協働活動に関する協定書(第5号様式)」を締結し、活動する。

様

アルプスあづみの公園管理センター
管理センター長

アルプスあづみの公園管理センター
協働活動依頼書

下記のとおり、アルプスあづみの公園管理センターが国土交通省より受託管理する国営アルプスあづみの公園での協働活動を依頼したいので、よろしくお願いたします。

記

1 活動依頼日時	依頼承諾した日から令和 年3月31日まで 時～ 時又は 時～ 時
2 活動依頼場所	国営アルプスあづみの公園地内および周辺地域
3 活動対象・人数	
4 活動趣旨・目的等	国営アルプスあづみの公園における協働活動は、アルプスあづみの公園管理センターとの協働により、公園が安曇野地方の表玄関として、来園者への地域文化や観光、自然、遊びなど地域の「もてなし」ある提供を行い、地域や公園への関心を深め、その活動を通じ地域貢献の一助になることを目的とするものです。
5 協働活動者名称	専門指導員(名称の定義は協働活動者分類要領による)
6 協働活動依頼内容	協働の活用分野における来園者および他の協働活動者等への実技指導、および実演、専門解説等のほか、センターが依頼する事項とします。
7 報酬額	活動一日あたり 円 半日あたり 円 交通費1日 円 計 円
8 その他	月あたりの活動回数は原則1回以上とします。ただし、特別の事由ある場合は、センターに申し出ることにより軽減できます。また、活動時間も同様としますが、場合により増やすこともあります。

アルプスあづみの公園管理センター 協働活動に関する協定書

アルプスあづみの公園管理センター(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、
国営アルプスあづみの公園における協働活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、国営アルプスあづみの公園(以下「公園」という。)の管理運営業務における協働活動に関する協力体制について、必要な事項を定める。

(連携及び協力)

第2条 甲乙は、共に平等・対等の関係にあることを基本理念とし、相互にその活動に必要な連携・協力を行うものとする。

(協働活動の範囲)

第3条 甲が乙に協働要請する活動の範囲は、次のとおりとする。

- 一 公園の維持管理業務支援に関する事
- 二 公園利用者への案内サービス支援に関する事
- 三 公園利用者の遊び支援に関する事
- 四 公園等の展示及び解説支援に関する事
- 五 公園のイベント支援に関する事
- 六 公園の管理運営業務の補助的作業支援に関する事
- 七 その他、甲乙協議による相互支援に関する事

(活動の区域)

第4条 甲が乙に要請する活動区域は次のとおりとする。

- 一 国営アルプスあづみの公園内
- 二 甲が主催する園外活動箇所
- 三 その他、甲乙協議による活動箇所

(活動の遵守)

第5条 甲は乙に、活動にあたって、「アルプスあづみの公園管理センター協働活動者登録制度
設置運営要綱」のほか関係する規約等を遵守させるものとする。

2 その他、乙は、活動における乙の会員の相互間及び公園利用者との良好な関係の維持に努めるとともに、甲の職員が公園の管理運営上必要な指示をするときは、それに従うものとする。

(入園料の減免と入園許可証)

第6条 甲は、乙の会員が協働活動及び活動のための事前調査に限って、有料公園区域内に入園するときは減免するものとする。

2 甲は、乙の各自に協働登録証を発行し、乙の登録者は、有料公園区域において活動に従事するときは常に携行、着用するものとする。

3 乙の登録者以外の者が、有料公園区域において協働活動する場合は、センター事務所にてその者の業務による入園許可書の発行を受け、活動従事に際しては着用させるものとする。

(事務手続き)

第7条 甲は、乙の事業の理解を深めるとともに、公園活動の企画・調整業務等に関し、協力支援のための乙の事務手続きを務めるものとする。

(保険と事故の責任)

第8条 協働において必要な傷害・賠償保険には、乙が自ら加入し、保険の写しを甲に提出する。

2 乙の事故に対する責任を甲は一切負わないこととする。

(研修・資格取得)

第9条 甲は、乙に対し、協働活動の内容により事前研修が必要な場合は、その責任において乙の教育を行うものとする。

2 甲は、乙及びその会員の資質向上に向けた研修等の支援活動を行うものとする。

3 具体的には、接遇講習、安全講習、救急救命講習とする。

4 協働員、協力団体、協働団体においては、資格取得が必要な(木工製材機械、チェーンソー、肩掛除草機など)場合には機械等の操作は資格取得者に限定して行う。また、乙は資格取得者の証明の写しを甲に提出する。

(活動場所・貸与物品)

第10条 甲は、乙に対し、甲乙協議のうえ、活動拠点となる敷地を割り当て、公園利用との調整を図る。大規模なイベント、施設の改修など特殊事情がある場合は、代替えの敷地の提供または活動休止について協議する。

2 甲は、乙に対し、甲乙協議のうえ、公園利用者と識別できるユニホーム等の利用サービス向上に向けた物品を貸与もしくは提供するものとする。

(用具等の使用)

第11条 乙は、第10条に定める以外に、公園の建物の一部、備品・道具類の使用に際しては、事前に甲に申し出ることとする。ただし、公園利用者が利用する物(イス、机等)にあつてはこの限りではない。

2 乙は甲と協議し承諾を得て、活動拠点となる敷地に大型機材置き場、資材置き場を設けることができる。ただし、置き場における物は、乙が移動可能な機材・資材に限る。

- 3 大型電動工具・原動機付き器具など危険を伴うものは、甲が指定する者のみが扱えるものとする。乙は危険を伴う工具等を使用する者が取扱いの安全講習修了または資格保有を証明する書類の写しを甲に提出する。
- 4 乙は、参加者や公園利用者に対しては、器具類を使用させない。ただし、乙が危険を伴う工具等を使用する者が取扱いの安全講習修了または資格保有を証明する書類の写しを甲に提出する場合はこの限りでない。
- 5 乙は、機材・資材置き場をはじめ、割り当てられた活動場所内の安全管理を行い、必要な人止め柵や養生シートの設置を行う。甲は乙に割り当てた活動場所内の安全確認を定期的に行い必要な安全確保のための指導を行う。

(物資等の支弁)

第12条 乙が行う協働活動において、道具等の製作が必要な場合にあつては、製作のための物資・工具を乙に支弁する。また、甲が乙に製作要請による場合も同様とする。

- 2 公園内で発生する藁や木の実、間伐材で、国が発生材扱いとしない物資に関しては、乙の要請で乙の活動に資する材料は支弁する。また、甲は乙に提供することによる効果を吟味した上で物資を提供する。

(参加料の徴収)

第13条 乙が参加料を徴収する場合は、提供するプログラムへの対価として、乙の管理のもと徴収する。参加料の設定は材料代、講師料、運営雑費(資料代、お茶代等)の実費相当分とする。

- 2 乙は参加者名簿と参加料内訳を日報として甲に報告する。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当年度末までとする。ただし、期間満了日の3月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

令和 年 月 日

甲 長野県安曇野市堀金烏川33-4
アルプスあづみの公園管理センター
管理センター長

乙

別添-21

参加している協議会等(R1年3月末時点加入協議会等)

協議会・委員会名	会費名	支出金額(円)
安曇野市観光協会	年会費	35,000
(一社)長野県観光機構	年会費	100,000
大町市観光協会	年会費	40,000
あづみ野周遊バス	運行協力費	50,000
安曇野アートライン推進協議会	負担金	150,000
日本アルプス観光連盟	負担金	120,000

グラフィックマニュアル(抄)

Graphic Manual



国 アルプスあづみの公園

ALPS AZUMINO NATIONAL GOVERNMENT PARK

Graphic Manual

■和文一般表記
タテ組

国営
アルプスあづみの公園

公園名を表す場合には、文字自体に公園のイメージを表現してデザインされた文字組み、ロゴタイプを使用します。
シンボルマークと同様にベーシックエレメントの重要な要素です。
公園名のロゴタイプには、和文と欧文があります。
それぞれに文字組みのバリエーションが設定されていますので、ロゴタイプの再現には、必ず清刷またはデジタルデータを使用してください。
なお、ロゴタイプのオブジェクトを構成するすべてのアウトラインはアタリケイですので、線の設定は行わないでください。

ベーシックエレメント・システム

A

アプリケーション・システム

B

清刷

C

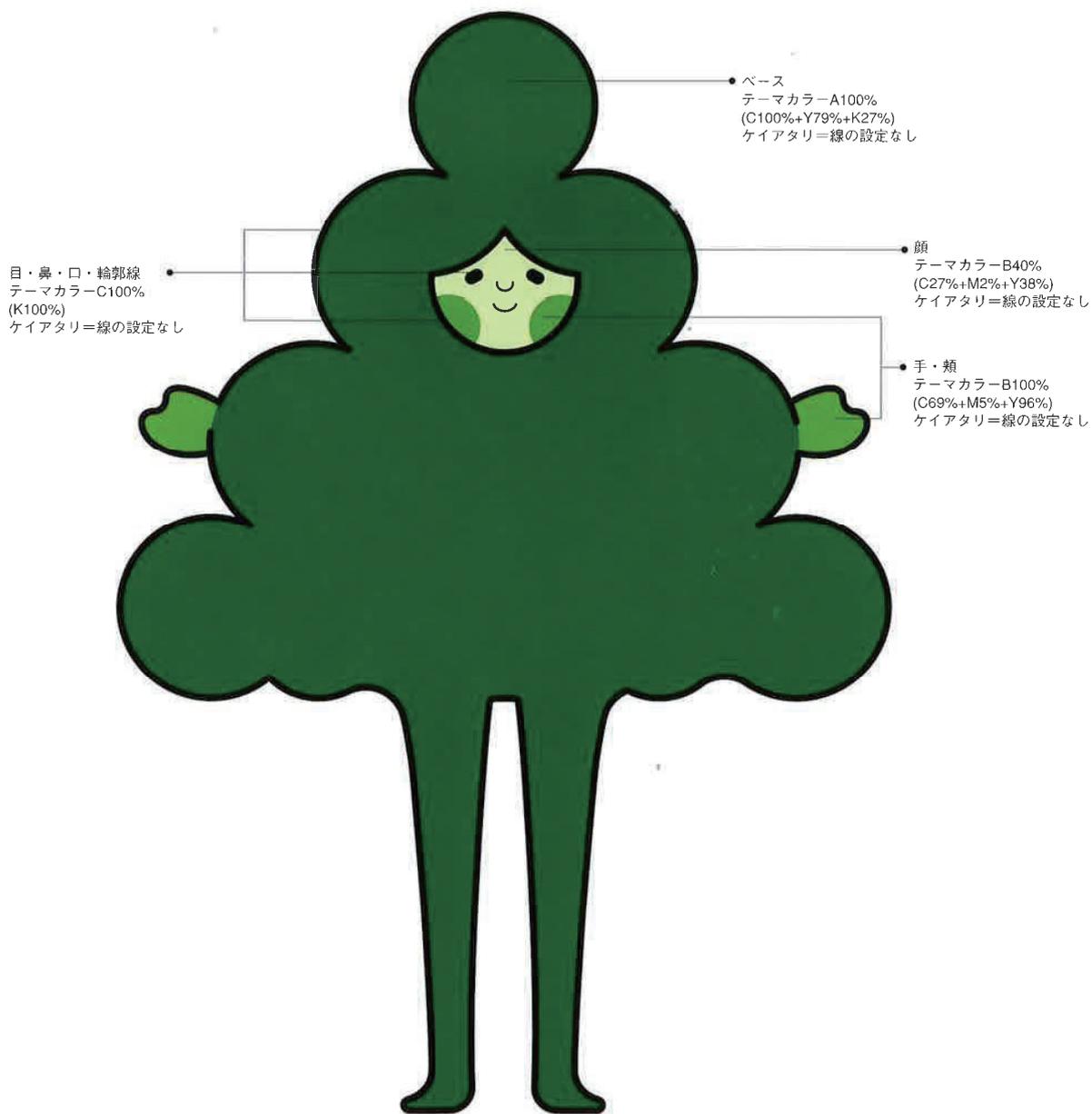
■和文一般表記—ヨコ組

国営アルプスあづみの公園

■和文欧文併記—和文と欧文を併記する場合のロゴタイプです。

国営アルプスあづみの公園
ALPS AZUMINO NATIONAL GOVERNMENT PARK

- カラー：特色3C (PANTONE348C・PANTONE368C・黒)
またはプロセスカラー対応
プロセスカラー使用の場合は、それぞれの対応値を参照してください。
- メディア：清刷またはデジタルデータ (プロセスカラーによる塗りの適用あり。またはラインアート)



ページックエレメントシステム A

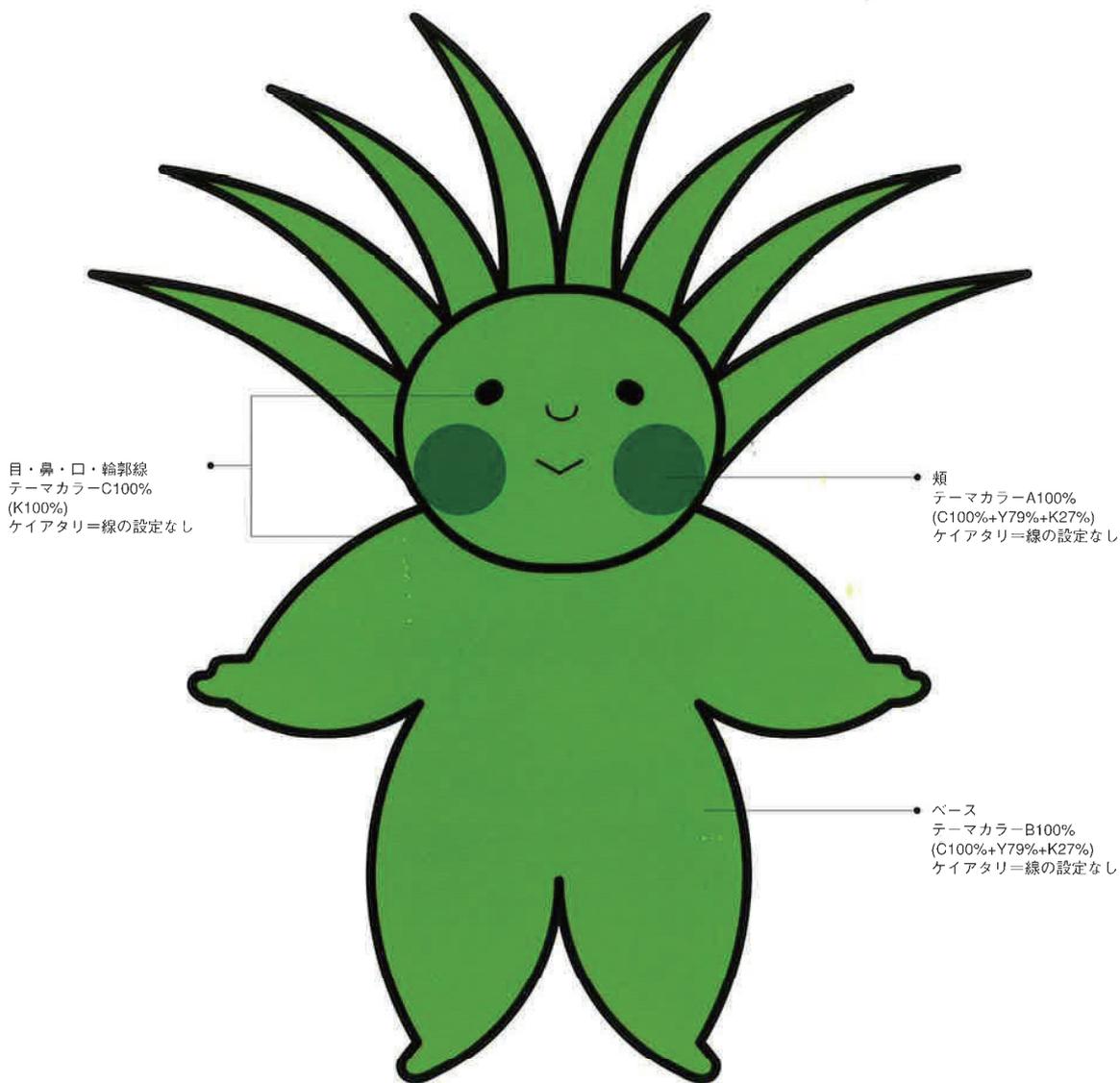
アプリケーションアイテム・システム B

清刷

C

スポットカラー		プロセスカラー対応値			
		C	M	Y	K
テーマカラー-A	PANTONE348C	100%		79%	27%
テーマカラー-B	PANTONE368C	69%	5%	96%	
テーマカラー-C	黒				100%

- カラー：特色3C (PANTONE348C・PANTONE368C・黒)
またはプロセスカラー対応
プロセスカラー使用の場合は、それぞれの対応値を参照してください。
- メディア：清刷またはデジタルデータ (プロセスカラーによる塗りの適用あり。またはラインアート)



ベリックエレメント・システム

A

アプリケーションアイテム・システム

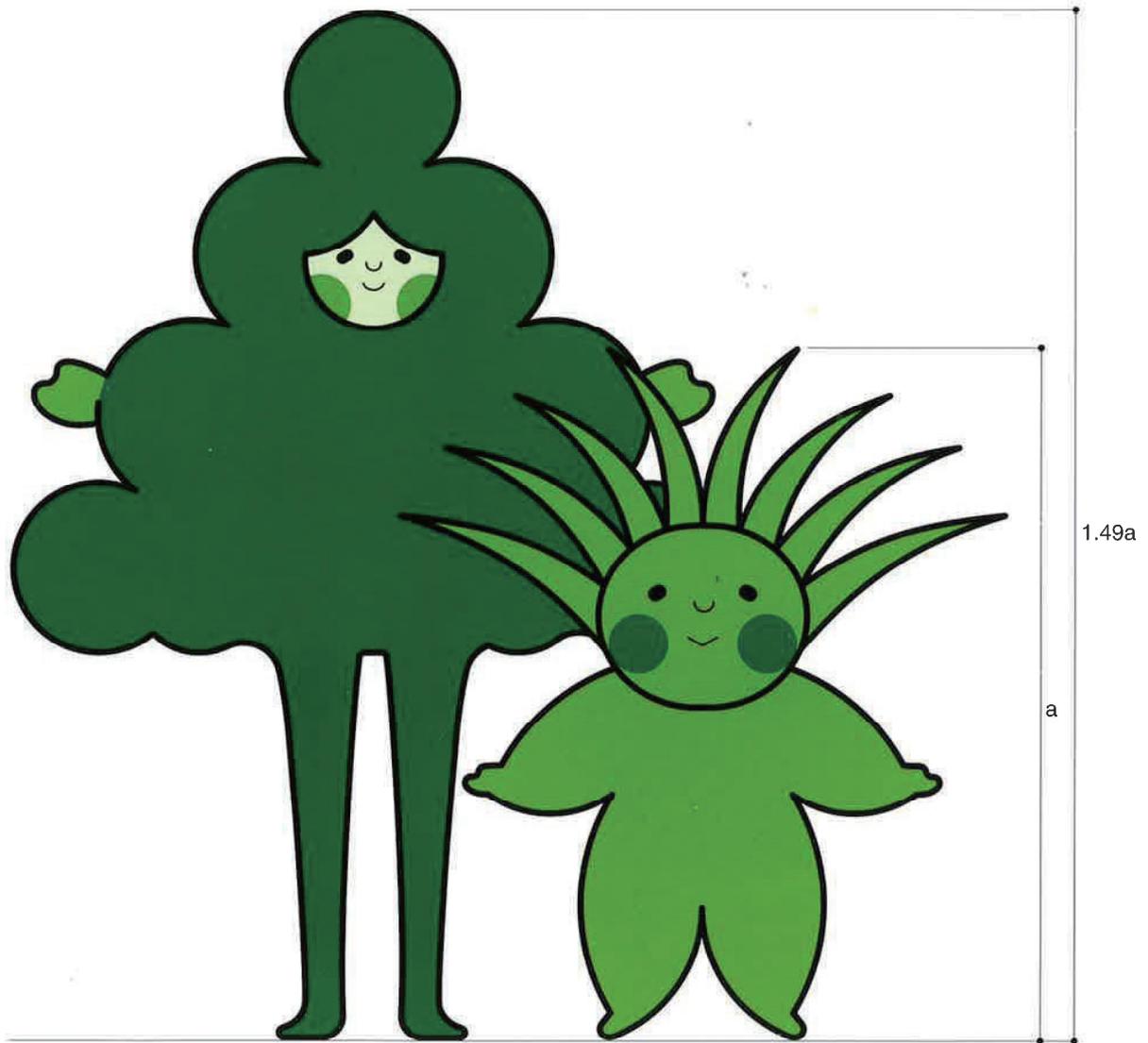
B

清刷

C

スポットカラー		プロセスカラー対応値			
		C	M	Y	K
テーマカラー-A	PANTONE348C	100%		79%	27%
テーマカラー-B	PANTONE368C	69%	5%	96%	
テーマカラー-C	黒				100%

キャラクター [木] とキャラクター [草] を並列で表記する際には、以下の比率により、輪郭線の幅が統一されます。清刷、デジタルデータ（プロセスカラー、グレートーン、ラインアート）では、下図の比率が保持されています。なお、下図組み合わせ以外にも様々なレイアウトが可能です。各アートワークに応じて調整してください。



ベシクエレメント・システム

A

アプリケーションアイテム・システム

B

清刷

C

マスコミ取材報告様式

マスコミ取材等報告書

問合せ 日時 (方法)	相手		対応者		問い合わせ内容	再度取材 の有無	報道予定	局内関係者への 連絡状況
	報道機関名 連絡先	氏名	役職	氏名				

ペット対応

堀金・穂高地区

ペット同伴のお客様へ

国営アルプスあづみの公園

本日は、ご来園いただき誠にありがとうございます。

ペットの同伴入園については、下記のルールを守り、他のお客様のご迷惑にならないようご協力をお願いいたします。

記

1. 園内では、必ずひもやロープでつなぎ、放し飼いは行わないでください。
2. 排泄物の処理は、飼い主が責任を持って処理してください。
3. 他の入園者に吠えたり、とびかかるなどの迷惑行為をさせないでください。
4. レストラン、売店、あづみの学校等へのペット同伴での入室はできません。
5. 事故等があった場合は、飼い主の責任において処置していただきます。
6. 園内では、係員の指示に従ってください。

大町・松川地区（夏季）

ペット同伴のお客様へ

国営アルプスあづみの公園

本日は、ご来園いただき誠にありがとうございます。

ペット同伴ご入園については、下記のルールをお守りいただきますようご協力お願いいたします。

記

1. 園内では、必ずリード等をつなぎ、放し飼いにしないでください。
(駐車場も公園内になりますので、リードをはずさないでください)
2. 排泄物の処理は、責任を持って処理してください。
3. 他の入園者に吠えたり、飛び掛かるなどの行為をさせないでください。
4. インフォメーションセンター展示室、売店、休憩棟（レストラン）、レンタル棟、森の体験舎、大草原の家、森のゲートへのペット同伴での入館はできません。
建物付近のドックパーキングをお使いください。
5. 事故等があった場合は、飼い主の責任において処置をお願いします。
6. 園内では係員の指示に従ってください。
7. ロードトレインのペットの乗車は出来ませんので、ご了承下さい。

大町・松川地区 (冬季)

ペット同伴のお客様へ

国営アルプスあづみの公園

本日は、ご来園いただき誠にありがとうございます。

ペット同伴ご入園については、下記のルールをお守りいただきますようご協力お願いいたします。

記

1. 園内では、必ずリード等をつなぎ、放し飼いにしないでください。
(駐車場も公園内になりますので、リードをはずさないでください)
2. 排泄物の処理は、責任を持って処理してください。
3. 他の入園者に吠えたり、飛び掛かるなどの行為をさせないでください。
4. インフォメーションセンター展示室、売店、休憩棟 (レストラン)、レンタル棟、森の体験舎、大草原の家、森のゲートへのペット同伴での入館はできません。
建物付近のドックパーキングをお使いください。
5. 事故等があった場合は、飼い主の責任において処置をお願いします。
6. 園内では係員の指示に従ってください。

持ち込みイベントの手続き

公園の行為についての確認書

受 付	年 月 日 電話・直接	受付者	
所 属			
申請担当者			
氏名		Tel	()
予 定 行 為 名 1. 競技会 2. 集会 3. ロケーション 4. コンサート			
5. その他 ()			
日 時 令和 年 月 日 () : ~ :			
場 所 ()			
誌 名 ・ 番 組 名 ()			
掲 載 ・ 放 送 日 ()			
公園使用申請回数 1. 今回が初めて 2. 今回で 回目			
参加者数及び性格 1. 個人 名 団体 名 2. 自由参加 特定対象			
入 園 時 間 時 分			
<input type="checkbox"/> 車輛台数 台			
参加料の有無 1. 無料 2. 有料 円/人			
借 用 物 品 <input type="checkbox"/> テント 張 <input type="checkbox"/> 机 個 <input type="checkbox"/> 椅子 脚			
<input type="checkbox"/> リヤカー・台車 台 <input type="checkbox"/> カラーコーン 個 <input type="checkbox"/> コーンパー 本			
<input type="checkbox"/> コードリール m 巻 <input type="checkbox"/> その他 ()			
別 途 申 請 <input type="checkbox"/> 占用申請 <input type="checkbox"/> 名義使用申請 <input type="checkbox"/> 車輛入園 <input type="checkbox"/> 業務入園			

※受付者が記入の上、申請書（企画書、図面含む）と一緒に提出すること

実施上の問題点及び追加すべき許可条件・その他

国営アルプスあづみの公園 持ち込みイベント等チェックリスト

No. 8

No.	項目	摘 要		適 or 否
1	件 名			○適 ○否
2	申 請 者	団体名		○適 ○否
		代表者	担当者	
3	許 可 基 準	関東地方整備局都市公園行為事務取扱手続		○適 ○否
4	開 催 日			○適 ○否
5	雨 天			○適 ○否
6	開 催 時 間		集 合 時 間	○適 ○否
7	開 催 場 所		集 合 場 所	○適 ○否
8	有料エリアの利用	入園口	利用駐車場	○適 ○否
9	入 園 方 法		入園料支払方法	○適 ○否
10	仮 入 園 券	大人	枚 小人 枚	○適 ○否
11	参 加 規 模	人	参加料	○適 ○否
12	名義使用申請	使用名義		○適 ○否
13	占 用 許 可 申 請			○適 ○否
14	園 内 禁 止 行 為	都市公園法、国営アルプスあづみの公園における行為の禁止等による		○適 ○否
15	物品の販売、配布	機構、財団等による利用促進を目的とした公益的事業のみ許可		○適 ○否
16	会 場 設 営	実施日		○適 ○否
		時間	場所	
		実施者	内容	
		貸与物品		
		車両入園	台数 台 入園口	
		許可条件		
17	園内施設の使用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> その他 ()		○適 ○否
18	開催日スタッフ入園	入園人数	人 集合時間 集合場所	○適 ○否
		入 園 口	スタッフ車両台数 台	
		許可条件		
19	安 全 管 理			○適 ○否
20	保 険 加 入	保険会社		○適 ○否
21	ゴミの処分			○適 ○否
22	広 報			○適 ○否
		広報内容		
23	同日他利用との調整	開催行事名称		○適 ○否
		開催時間		
		開催場所		
24	緊急連絡先		Tel	○適 ○否
25	その他特記事項			○適 ○否
	事前打ち合わせ	年月日	主催者 センター	

パスポート発行

公園の利用者に対し、1年間有効な年間パスポート券を発行する。

なお、以下の料金等については変更する可能性がある。変更する場合は別途通知する。

【対 象】 一般入園料

【料 金】 大人 4,500 円

シルバー（65歳以上）2,100 円

【使用について】 年間パスポートは、以下の国営公園で使用し入園が可能である。また、発行した公園が以下の国営公園であれば、本公園で使用し入園が可能である。

1. 国営滝野すずらん丘陵公園
2. 国営みちのく杜の湖畔公園
3. 国営常陸海浜公園
4. 国営武蔵丘陵森林公園
5. 国営昭和記念公園
6. 国営越後丘陵森林公園
7. 国営明石海峡公園
8. 国営備北丘陵公園
9. 国営讃岐まんのう公園
10. 国営海の中道海浜公園
11. 国営吉野ヶ里歴史公園

【有効期限】 購入日より1年間有効

【発行方法】 公園発券窓口において申込みを行う。

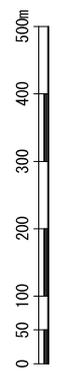
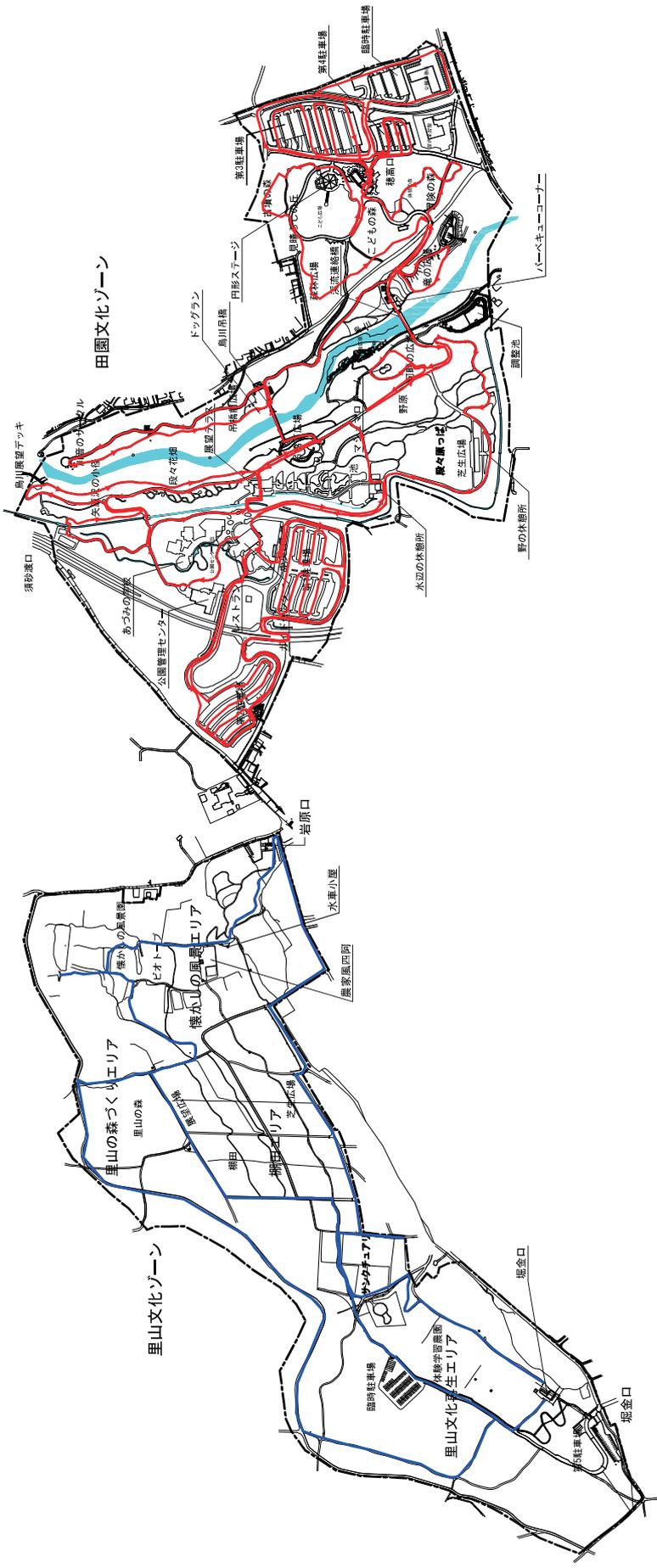
窓口では申込者の顔写真を撮影のうえ、氏名、有効期間、顔写真、登録番号を記載したカードに硬質フィルム・コーティングしたものを発行する。

【チェック方法】 入園ゲートにおいて、顔写真により本人であることを確認する。

【備 考】 年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、公園運営維持管理業務の事業者が負担する。

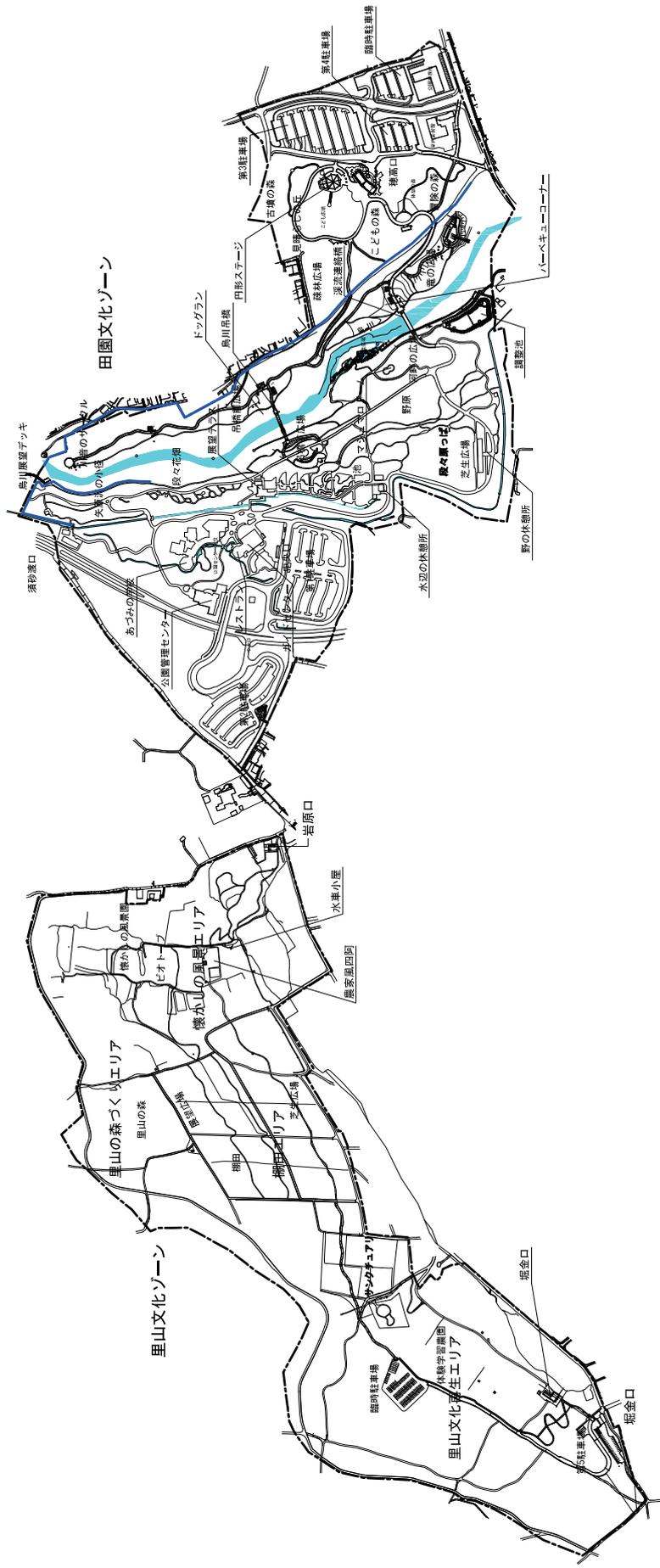
巡視ルート図

- 凡例
- ：園内巡視ルート
 - ：園内巡視ルート

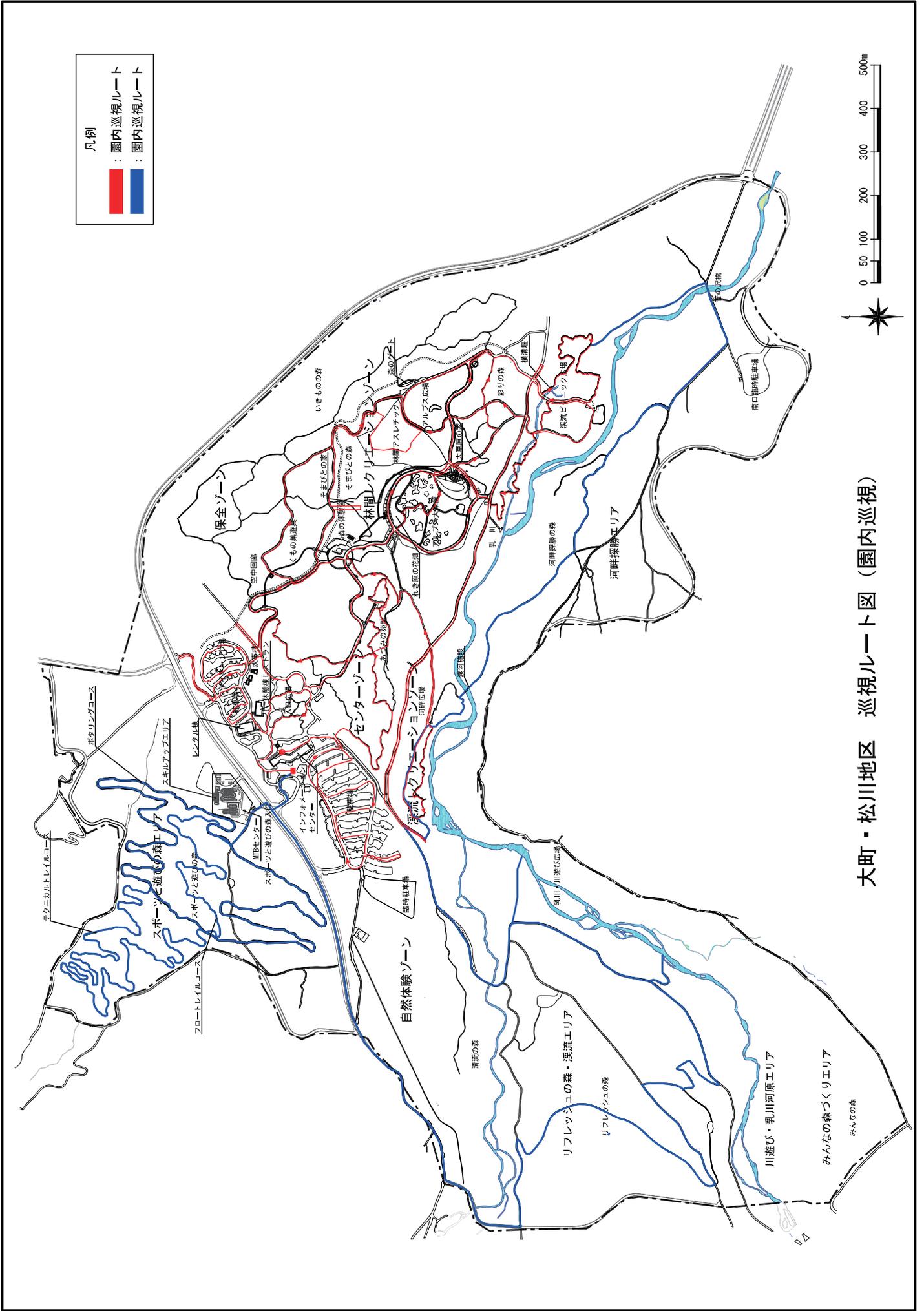


堀金・穂高地区 巡視ルート図（園内巡視）

凡例
 : 電気柵巡視ルート

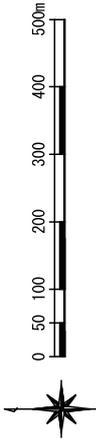


掘金・穂高地区 巡視ルート図 (電気柵巡視)

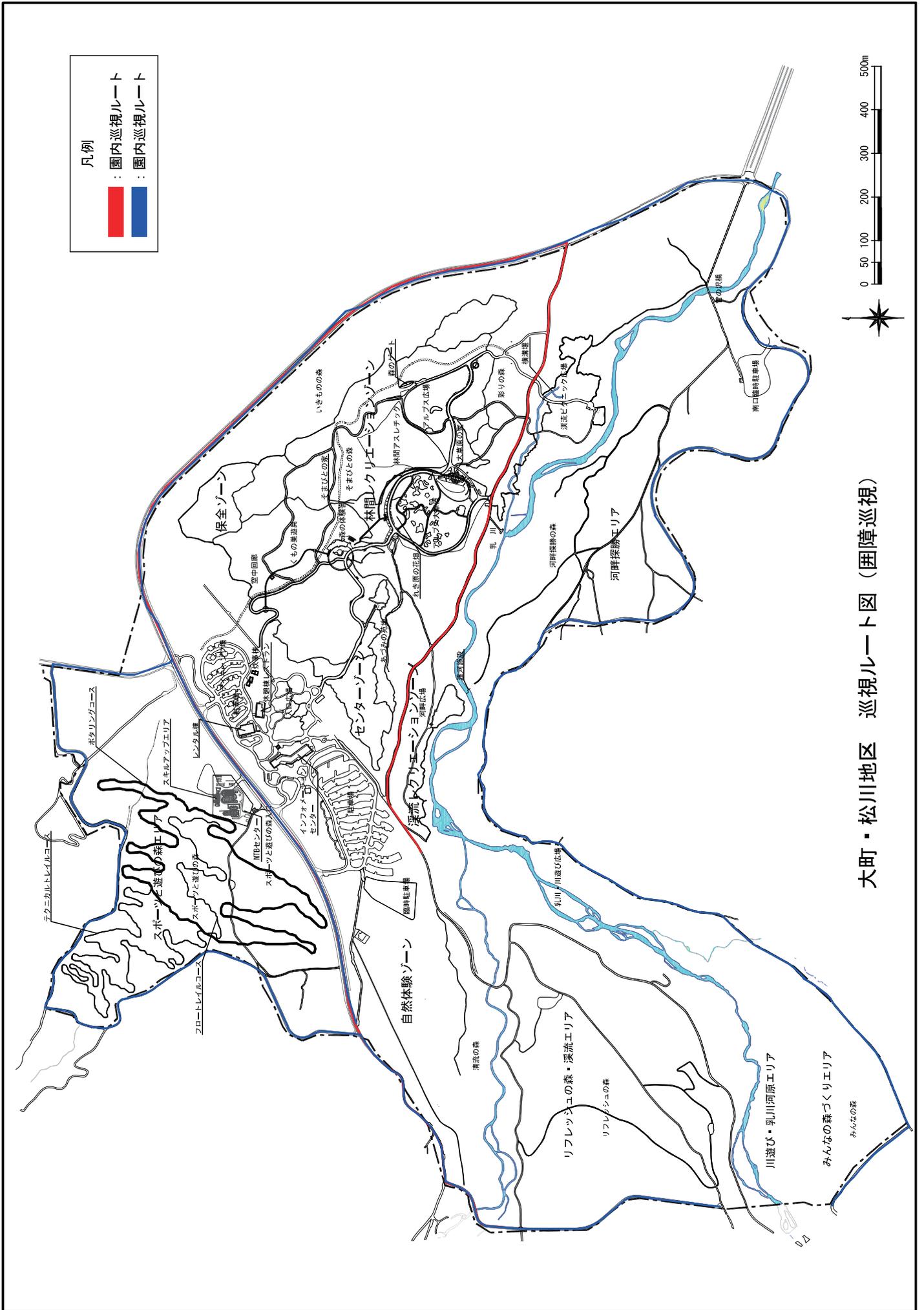


凡例

—	: 園内巡視ルート
—	: 園内巡視ルート

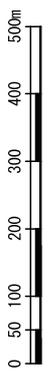
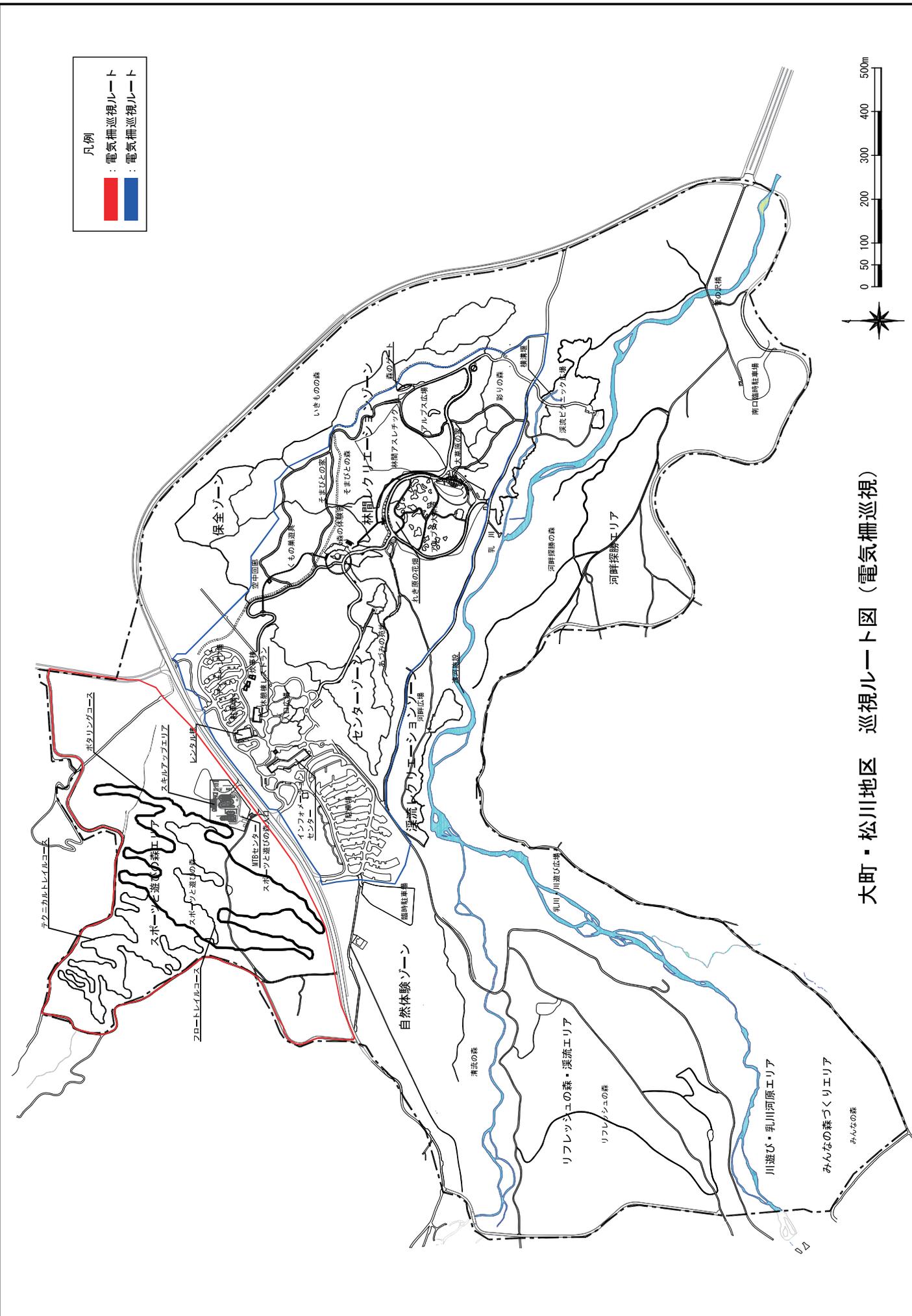


大町・松川地区 巡視ルート図 (園内巡視)



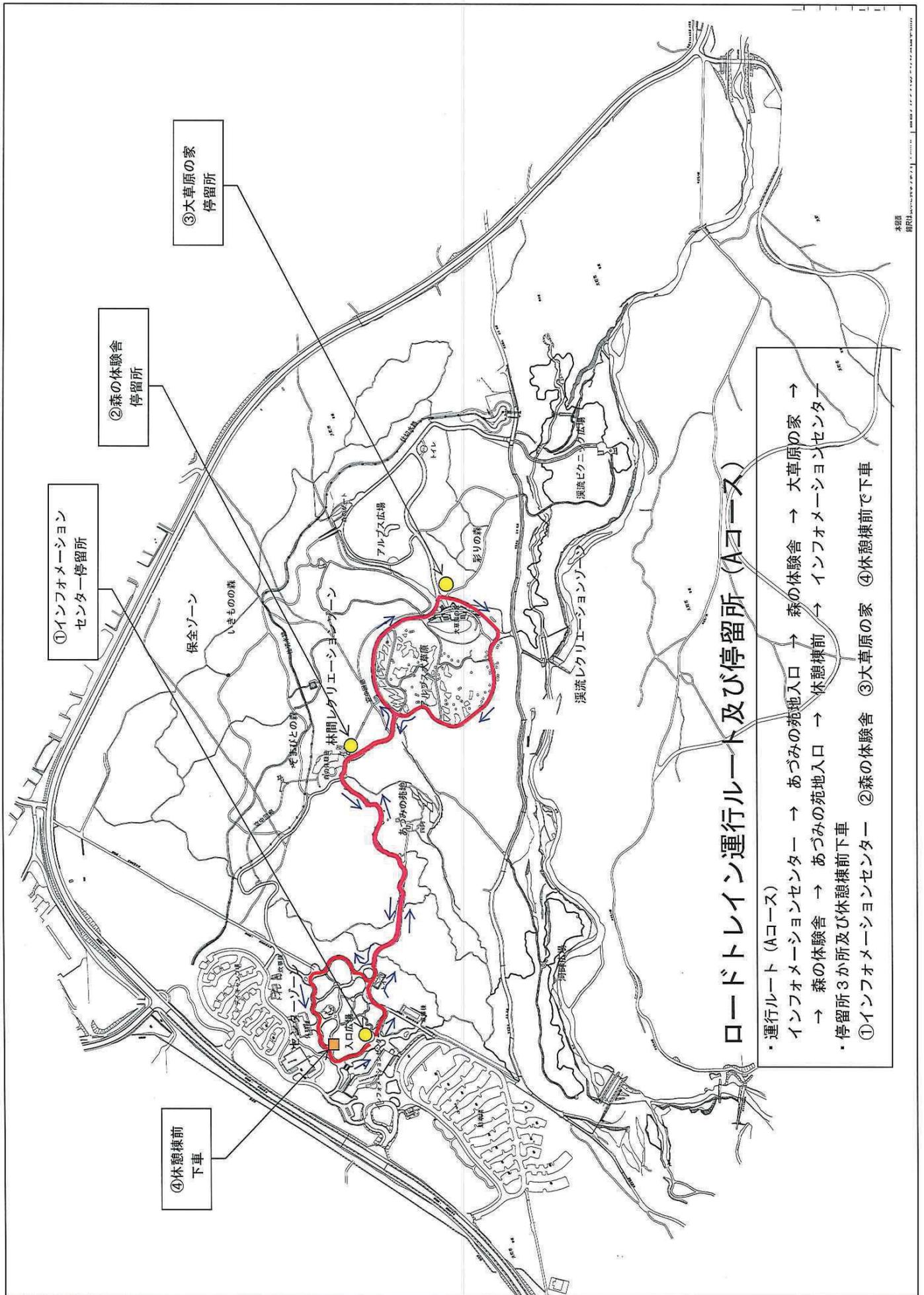
大町・松川地区 巡視ルート図（困障巡視）

- 凡例
- : 電気柵巡視ルート
 - : 電気柵巡視ルート



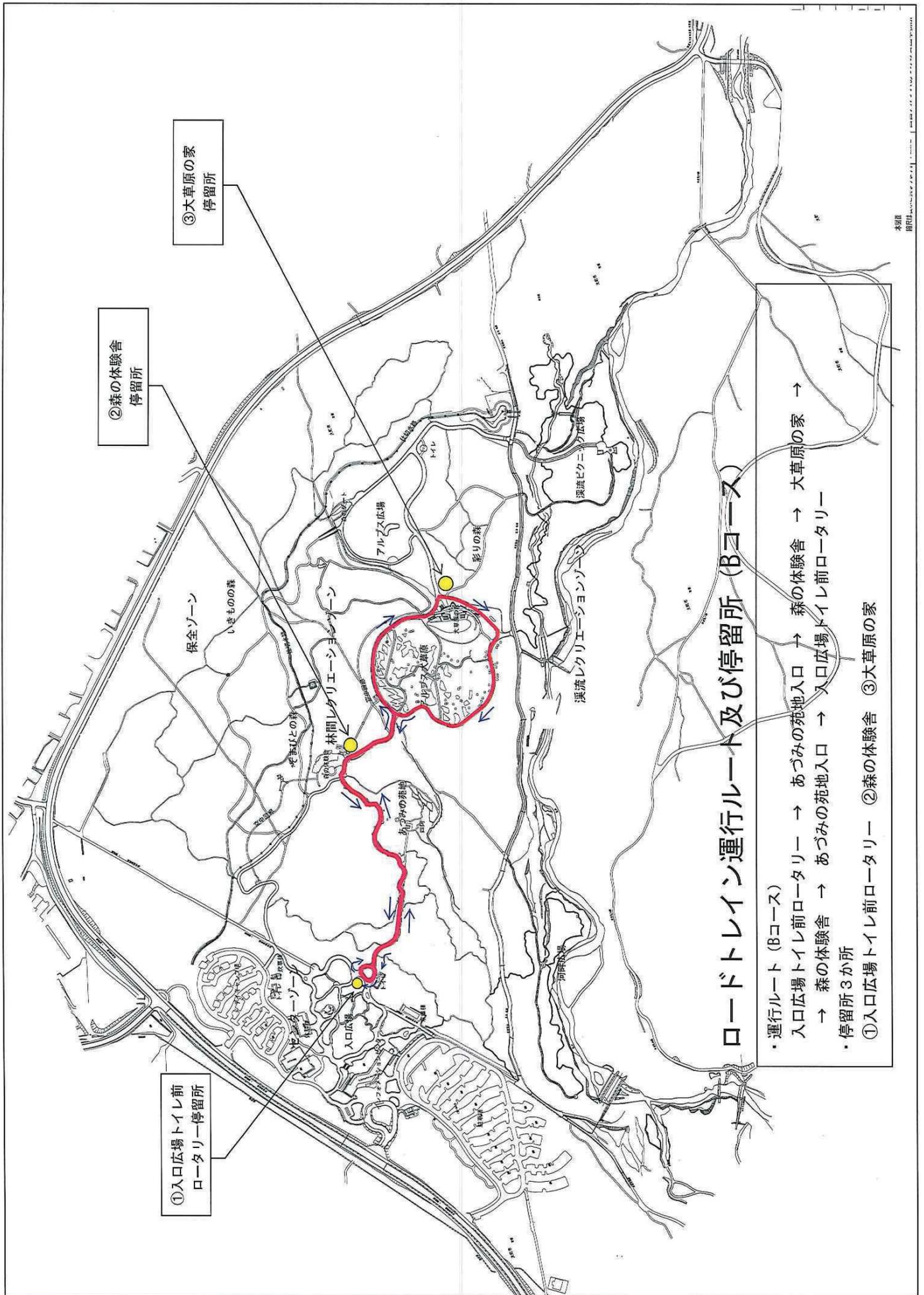
大町・松川地区 巡視ルート図 (電気柵巡視)

園内交通施設運行ルート図



ロードトレイン運行ルート (Aコース)

- ・運行ルート (Aコース)
 インフォメーションセンター → あづみの苑地入口 → 森の体験舎 → 大草原の家 → インフォメーションセンター → 休憩棟前 → 溪流レクリエーションゾーン → 大草原の家 → 休憩棟前下車
- ・停留所 3か所及び休憩棟前下車
 ①インフォメーションセンター ②森の体験舎 ③大草原の家 ④休憩棟前下車



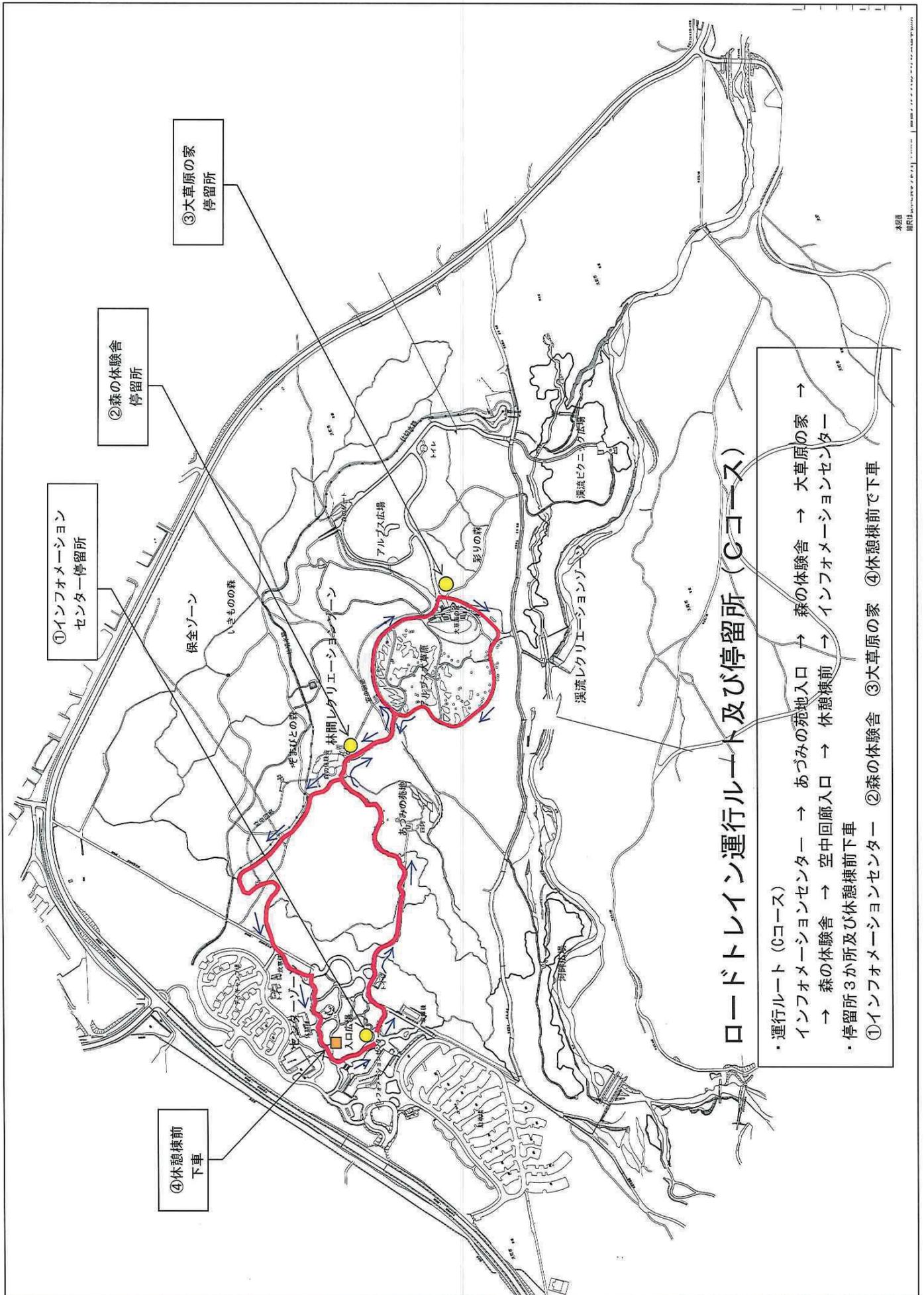
ロードトレイン運行ルート及び停留所 (Bコース)

- ・運行ルート (Bコース)
 入口広場トイレ前ロータリー → あづみの苑地入口 → 森の体験舎 → 大草原の家 →
 → 森の体験舎 → あづみの苑地入口 → 入口広場トイレ前ロータリー
- ・停留所 3か所
 ①入口広場トイレ前ロータリー ②森の体験舎 ③大草原の家

①入口広場トイレ前
ロータリー停留所

②森の体験舎
停留所

③大草原の家
停留所



①インフォメーション
センター停留所

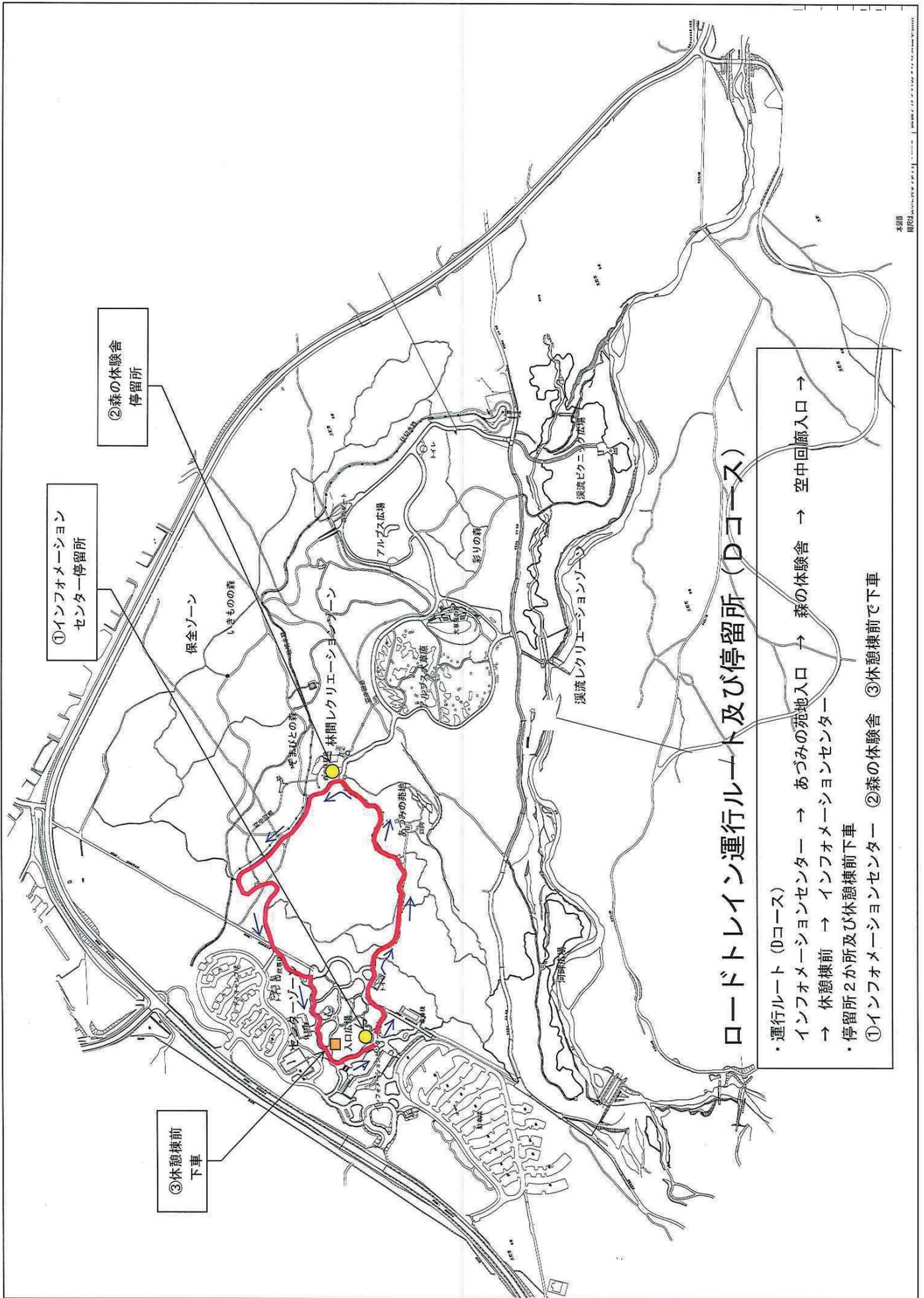
②森の体験舎
停留所

④休憩棟前
下車

③大草原の家
停留所

ロードトレイン運行ルート及び停留所（Cコース）

- ・運行ルート（Cコース）
 インフォメーションセンター → あづみの苑地入口 → 森の体験舎 → 大草原の家 →
 → 森の体験舎 → 空中回廊入口 → 休憩棟前 → インフォメーションセンター
 ・停留所3か所及び休憩棟前下車
- ①インフォメーションセンター ②森の体験舎 ③大草原の家 ④休憩棟前下車



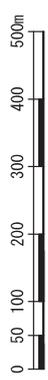
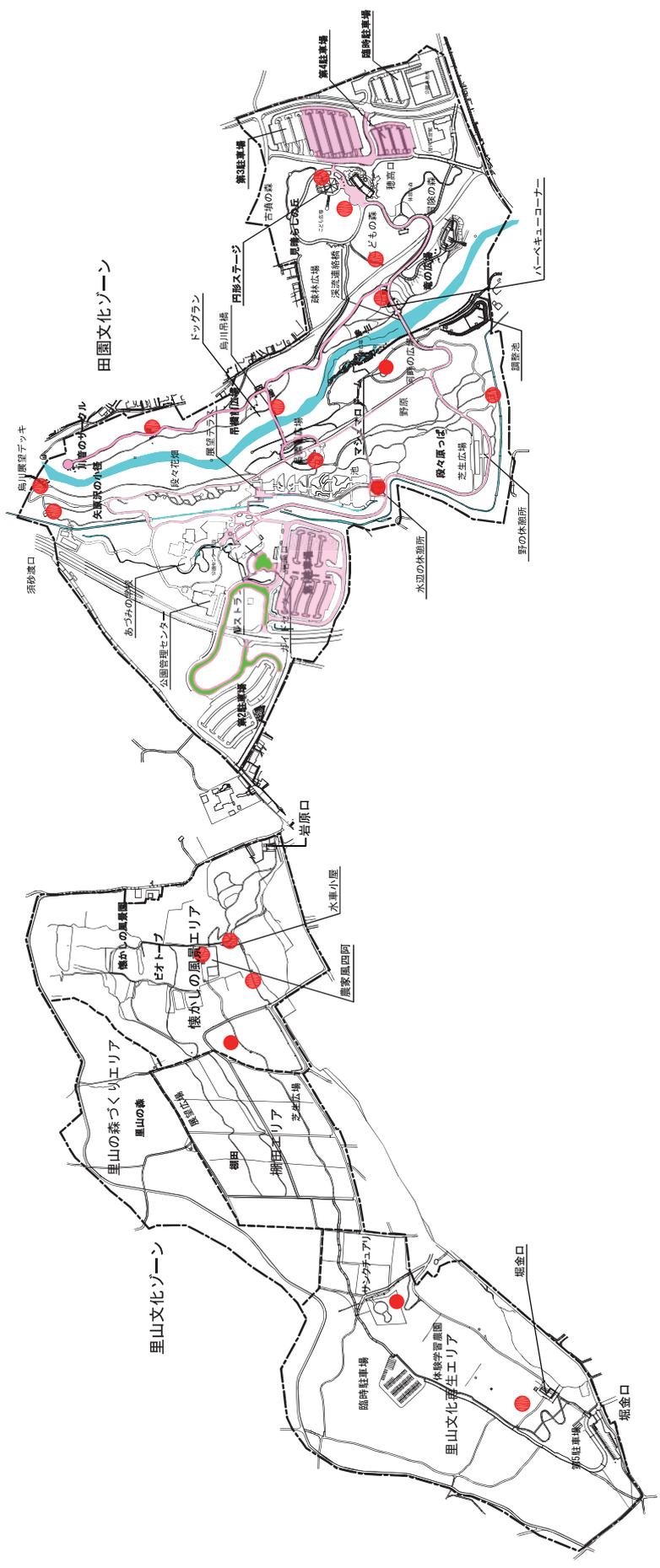
ロードトレイン運行ルート及び停留所 (Dコース)

- ・運行ルート (Dコース)
- インフォメーションセンター → あづみの苑地入口 → 森の体験舎 → 空中回廊入口 →
- 休憩棟前 → インフォメーションセンター →
- ・停留所2か所及び休憩棟前下車
- ①インフォメーションセンター → ②森の体験舎 → ③休憩棟前で下車

建物・工作物に係る冬季対応（積雪、氷結対応等）

凡例

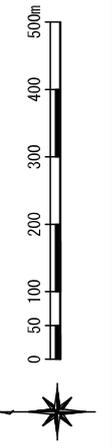
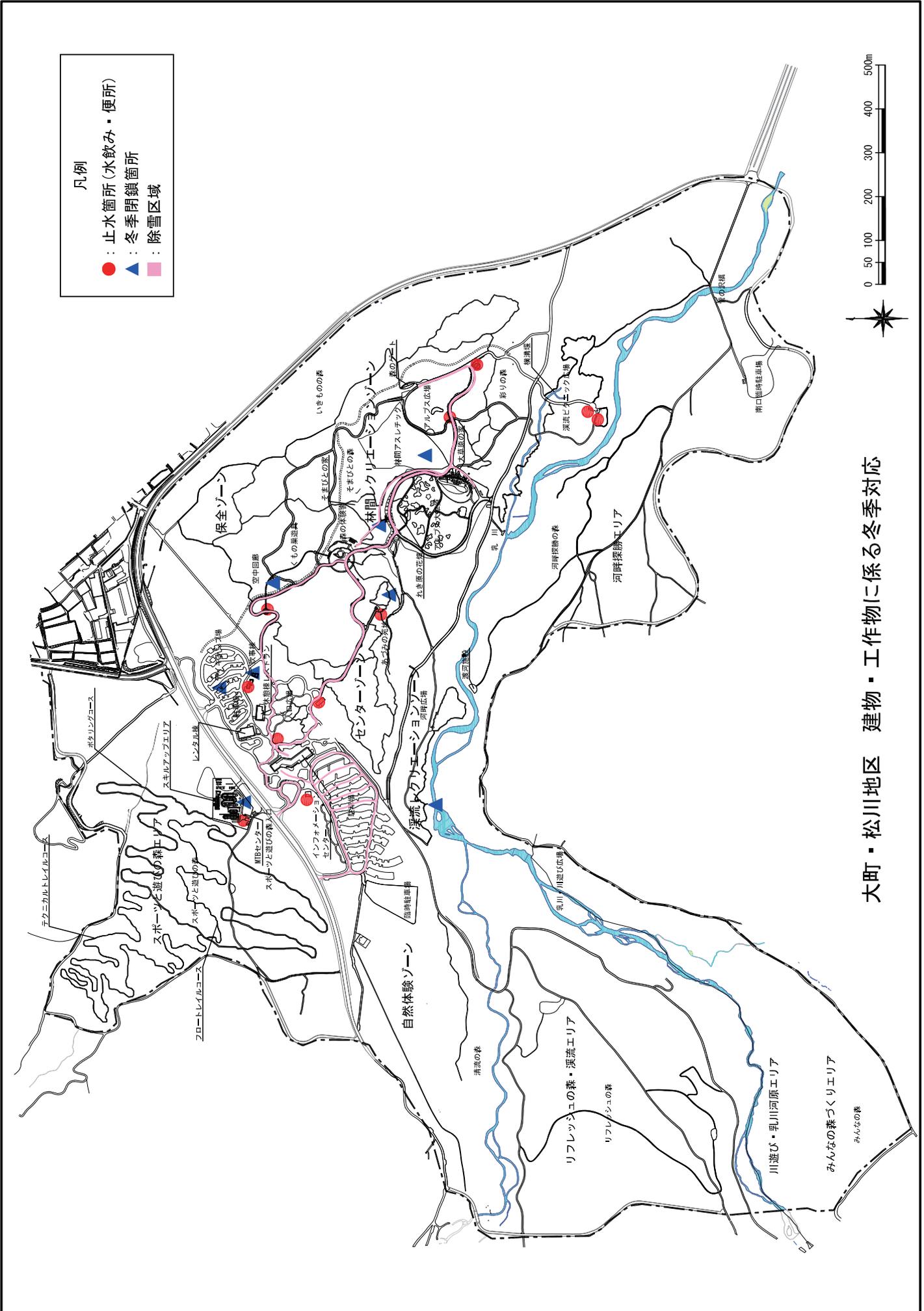
- : 止水箇所(水飲み・便所)
- : 水結防止対策箇所
- : 除雪区域



堀金・穂高地区 建物・工作物に係る冬季対応

凡例

- : 止水箇所(水飲み・便所)
- ▲ : 冬季閉鎖箇所
- : 除雪区域



大町・松川地区 建物・工物に係る冬季対応

遊具日常点検表

レクリエーション遊具点検表（堀金・穂高地区）

MM	
HT	

施設設備管理課長	担当者	点検実施者

令和 年 月 日 () 天候

●野原・レクリエーションゾーン

サイバーホイール

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
サイバーホイール状態、 斜面状況	サイバーホイール：表面の傷、破損、汚れ具合、空気量 斜面：石・枝等の障害物、地面の陥没、ロープ柵の倒壊・ゆるみ	異常あり 異常なし	

大玉

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
大玉状態、収納柵、周辺 状況	大玉：表面の傷、破損、汚れ具合、空気量 収納柵：パイプの破損、接合部、ネットのはずれ・破れ 周辺：石・枝等の障害物、地面の陥没	異常あり 異常なし	

●段々原っぱ

ディスクゴルフ

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
ゴール、ディスク、コー ス状況	ゴール：パイプのゆがみ、チェーン外れ、固定状態 ディスク：数量、設置場所の状態 コース：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常あり 異常なし	

ミニサッカー

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
ゴールポスト、ボール、 周辺状況	ゴールポスト：フレームの変形・破損、ネットの破れ ボール：空気状態、傷・破れ、個数 周辺状況：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常あり 異常なし	

ハンモック

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
ロープ、ネット、接合部 材、設置場所状況	ハンモック：破損、摩耗、ゆるみ、接合部の外れ・欠落、地 面との間隔 設置場所：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常あり 異常なし	

●河畔の広場

マシュマロドーム

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
本体状態、看板、安全地 帯状況	本体：ふくらみ状況、表面の傷・破れ・汚れ、送風機異常 看板：倒壊、破損、汚れ 安全地帯：石・枝等の障害物、地面の凹凸、芝の張り出し	異常あり 異常なし	

●穂高口エリア

子どもの森（アスレチック）

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
木材目割れ、ささくれ、 腐朽、接合部材、設置場 所状況	木材：目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ 金属類の状況：摩耗、サビ、溶接部等 ネット・ロープ等：破損、摩耗、接合部の外れ・欠落 設置場所：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常あり 異常なし	

冒険の森

(ターザンロープ1・2、丸太平均台1・2、流木渡り、丸太ステップ、丸太吊橋、ゆらゆら丸太)

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
木材目割れ、ささくれ、 腐朽、接合部材、設置場 所状況	木材：目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ 金属類の状況：摩耗、サビ、溶接部等	異常あり	
	ネット・ロープ等：破損、摩耗、接合部の外れ・欠落 設置場所：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常なし	

マレットゴルフ

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
貸出用具、コース	貸出用具：数はそろっているか、クラブの破損、ボールの破 損	異常あり	
	コース：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂、コー スネットの破損	異常なし	

●里山文化ゾーン

複合アスレチック遊具

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
木材目割れ、ささくれ、 腐朽、接合部材、設置場 所状況	木材：目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ 金属類の状況：摩耗、サビ、溶接部等	異常あり	
	ネット・ロープ等：破損、摩耗、接合部の外れ・欠落 設置場所：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常なし	

二連ブランコ

点検項目	内 容	点検結果	備考、措置等
木材目割れ、ささくれ、 腐朽、接合部材、設置場 所状況	木材：目割れ、ささくれ、腐朽、破損、摩耗、汚れ 金属類の状況：摩耗、サビ、溶接部等	異常あり	
	設置場所：石・枝等の障害物、地面の陥没、雑草の繁茂	異常なし	

分室長	調査役

【 遊具日常点検表(大町・松川地区) 】

令和 年 月 日 () 点検者 印

【記入要領】

異常無 空欄: 健全であり、修繕の必要がない → 使用可

異常有 B: 部分的に異常があり、部分修繕が必要 → 使用可

異常有 C: 重要な箇所に部分的な異常があり、部分修繕が必要 → 使用禁止

異常有 D: 主要部材・部品に異常があり、大規模な修繕又は更新が必要 → 使用禁止

No.	遊具名	点検項目(異常有のみ記入)									異常部の有無	使用禁止や異常個所の措置
		ボルト・ナット	木材目割れささくれ等	ワイヤー・チェーン等	特殊金具類の状況	ネット・ロープ等	木材の腐朽等	溶接状況	塗装状況	その他の状態等		
大草原の家ネット遊具												
1	ネット遊具										有・無	
2	ボールプール										有・無	
3	吹き抜けネット										有・無	
4	塔状遊具A										有・無	
5	塔状遊具B										有・無	
くもの巣遊具												
1	くもの巣										有・無	
2	吊り橋										有・無	
3	らせん階段										有・無	
空中回廊												
1	ラビティヤー										有・無	
2	鳥の歌声									メーカー撤去中	有・無	音が出ないため、調査中
3	テレイドスコープ										有・無	
4	光と緑のトンネル										有・無	
5	動物の足跡										有・無	
6	百葉箱										有・無	
7	バラボラ										有・無	
林間コンビネーション遊具												
1	展望デッキ										有・無	
2	らせん階段										有・無	
3	張り出しデッキ										有・無	
4	スロープ										有・無	
5	ユニバーサルデッキ										有・無	
6	クライムロード										有・無	
7	吊り橋										有・無	
8	チューブスライダー										有・無	
9	ネットわたり										有・無	
10	ウッドクライミング										有・無	
11	ロープクライミング										有・無	
12	V字吊り橋										有・無	
13	ビクウェーブロード										有・無	
14	ターザンジャンプ										有・無	
15	V字ブリッジ										有・無	
16	ワイドウェーブスライダー										有・無	
17	パイプトンネル										有・無	
18	ロープウォール										有・無	
19	ロープフロア										有・無	
20	ウンティ										有・無	
21	ツイストパイプ										有・無	
22	Uパイプブリッジ										有・無	
23	ロクボク										有・無	
24	ウォールクライム										有・無	
25	トンネル										有・無	
26	Uパイプウォール										有・無	
27	ネットブリッジ										有・無	
28	平均台わたり										有・無	
29	タラップ										有・無	
30	ロープ渡り										有・無	
31	階段										有・無	
32	ロープウェイ										有・無	
33	ロックブロック										有・無	
その他 レクリエーション遊具												
1	サイバーホイール	・サイバーホイール: 表面の傷、破損、汚れ具合、空気量・芝生斜面: 石・枝等の障害物、地面の陥没、ロープ柵の破損・ゆるみ									有・無	
備考:												

※ボルトの緩み、丸太の軋み、歪みの点検は随時行なう。軽易で可能なものは巡視員が応急修繕を行う。異常発見時は担当職員に急報する。

令和○年度 堀金・穂高地区除雪作業

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、公園管理工事及び業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、アルプスあづみの公園管理センターが発注する「令和○年度 堀金・穂高地区除雪作業」の施工に適用する。

第2条 作業概要

①作業内容

- ・機械除雪：車道上の新雪を除雪機械により路側等へ排除する作業
- ・人力除雪：歩道上の新雪を路側へ排除する作業
- ・凍結防止剤散布：融雪剤や砂の散布作業

②作業期間

契約締結日の翌日～令和○年3月31日

③対象箇所

- ・第1駐車場（無料区域）
- ・第2駐車場内の一部（無料区域）
- ・第2駐車場～幹線園路橋（無料区域）
- ・ガイドセンター前歩行者園路（無料区域）
- ・園内幹線園路（有料区域）
- ・第3・4駐車場（無料区域）
- ・穂高口前広場～幹線園路橋（有料区域）
- ・里山文化ゾーン堀金口駐車場内の一部（無料区域）
- ・その他監督員の指示する箇所

（※対象箇所については別添図面参照のこと。）

④対象面積

- ・計 約 41,000 m²

⑤支給資機材

- ・タイヤショベル（バケット容量 0.4 m³）1台（管理センターリース）
- ・融雪剤、砂 ※数量適宜

第3条 一般事項

- ①本作業の施工管理は出動基準によるものとする。
- ②請負者は作業着手前に現地及び本仕様書を十分照査し、疑義の生じた場合又は明示なきものについては監督員と協議し、その指示に従うものとする。
- ③請負者は作業の実施に専念し、誠実かつ円滑に履行するとともに、作業全体にわたり安全管理を徹底し作業中の事故防止、公園利用者及び第三者の安全確保に十分留意する。

- ④施工時にはヘルメット、シートベルト等の安全具の着用を義務づける。
- ⑤作業実施にあたっては工作物等公園施設を破損させてはならない。事故または施設の破損等が発生した場合は、速やかに監督員に報告するものとし、請負者の責任において原形復旧するものとする。

第4条 提出書類

請負者は下記の書類を提出すること。

- | | | | |
|--------------|----|-----------|-------|
| ①実施計画書 | 一式 | 契約後1週間以内 | |
| ②作業日報 | 一式 | 作業の都度5日以内 | 【様式1】 |
| ③タスクメーター記録用紙 | | 作業の都度5日以内 | |
| ④支給品確認書一式 | 一式 | 支給の都度 | 【様式2】 |
| ⑤記録写真（デジタル可） | 一式 | 作業の都度5日以内 | |
| ⑥その他指示のある資料 | 一式 | 随時 | |

第2章 一般施工

第5条 情報収集

請負者は作業を実施する箇所の気象に関する情報を集め、気象状況および公園の路面状況等を確実に把握しなければならない。また、状況により早急に対応できるよう連絡体制を整えなければならない。

第6条 出動基準

- ①機械による除雪作業は、原則として公園に10センチ程度以上の積雪量がある場合に出勤し、実施するものとする。（※判断に迷うときは監督員と協議し、作業実施の要否を決定する。）
- ②路面凍結した結果、車両の走行および歩行者に危険を及ぼす恐れがあると判断される場合は、凍結防止剤を散布する。特に幹線園路橋に向かうカーブの車道上には、重点的に散布を行う。融雪剤・砂等は支給品とする。（※判断に迷うときは監督員と協議し、作業実施の要否を決定する。）
- ③作業は開園日の作業期間中（契約締結日の翌日～令和〇年3月31日）の積雪時に随時実施するものとし、開園日については午前9時までには施工を完了する。
- ④休園日の作業は実施しないこととする。ただし、翌日に開園した場合に大雪による影響が考えられる場合は、作業を実施することとする。実施時間は時間に別なく、行うこととする。また、請負者は監督員とよく相談の上、実施することとする。
- ⑤その他監督員の指示により作業を実施する。

第7条 品質管理

品質管理の基準は以下のとおりとする。

- ①自動車が通行できる幅員を確保するよう仕上げること。
- ②園路面は利用者の歩行および車両の走行に支障がないように仕上げること。
- ③駐車場の出入り口等、交通の交差がある箇所については、安全のため視界の確保を行うこと。
- ④除雪により発生した雪は、管理センターが指定する場所へ排雪すること。

第8条 出来高管理

除雪作業の出来高は、作業日毎の実働時間とし、時間単位で最小を30分とする（精

算時は 0.5 時間として計上し、0.5 時間に満たない場合は切捨てとする)。なお、作業機械の実働時間の確認はタコメーター・タスクメーターによる記録紙にて行う。

第 9 条 作業機械

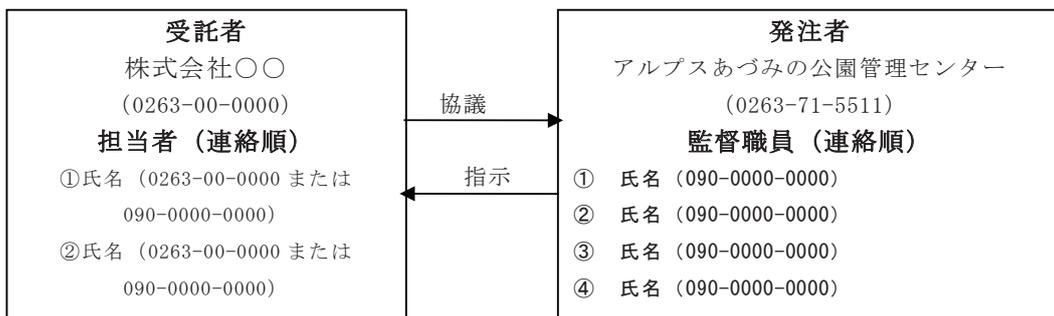
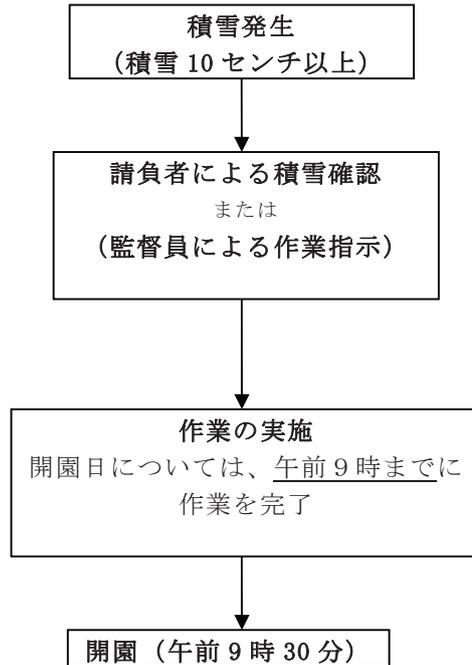
除雪作業に使用する機械については、通常はアルプスあづみの公園管理センターが用意するタイヤショベル（バケット容量 0.4 m³）1 台を使用し、複数台必要な場合は必要台数を請負者が準備するものとする。

令和〇年〇月現在

アルプスあづみの公園 堀金・穂高地 区除雪作業実施系統図

アルプスあづみの公園管理センター

請負者は公園の積雪状況を確認し、除雪作業を実施する。

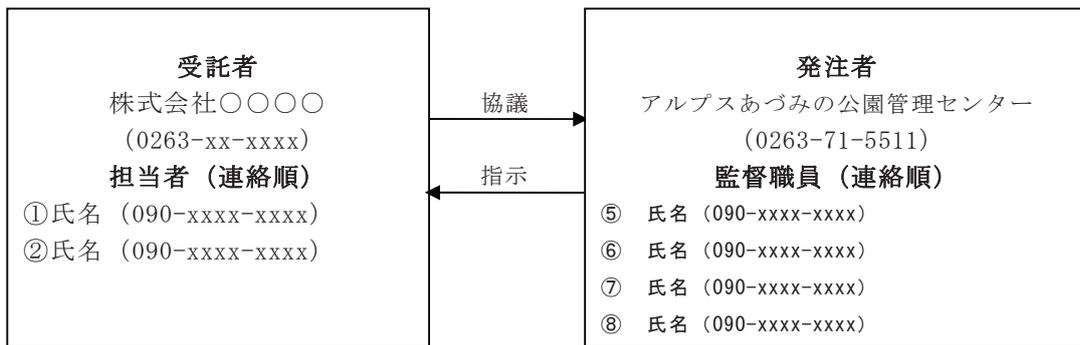
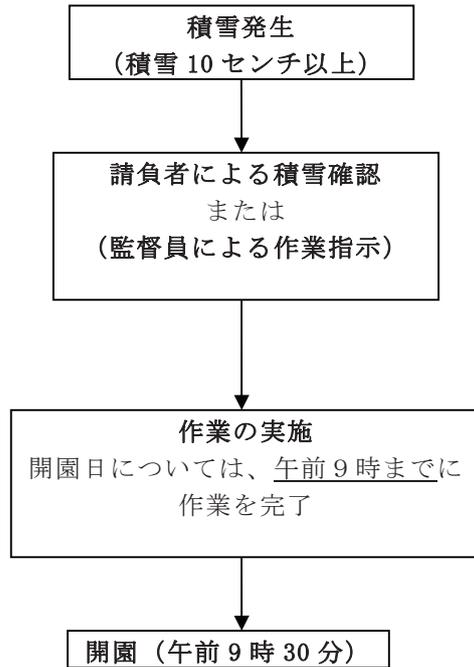


令和〇年〇月現在

アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区除雪作業実施系統図

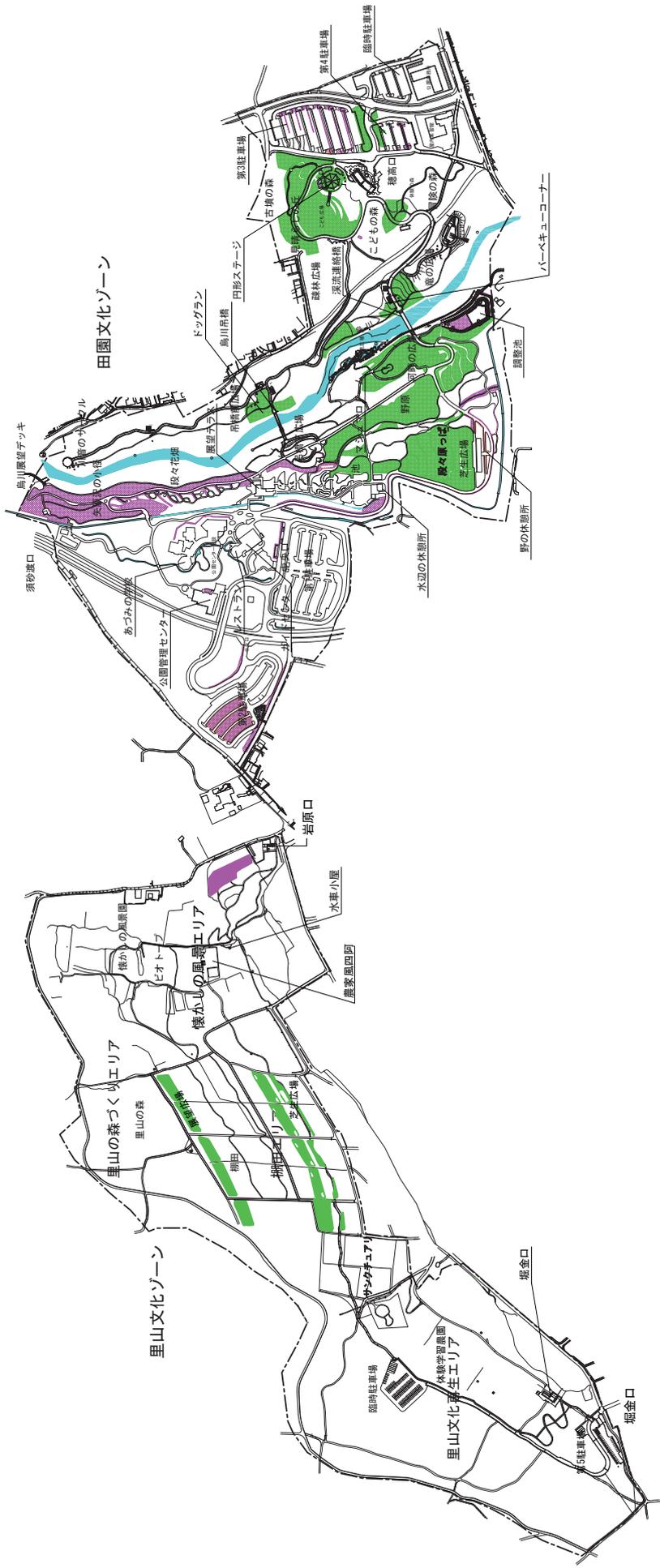
アルプスあづみの公園管理センター

請負者は公園の積雪状況を確認し、除雪作業を実施する。



別添-32

- 凡例
- : Aランク
 - : Bランク



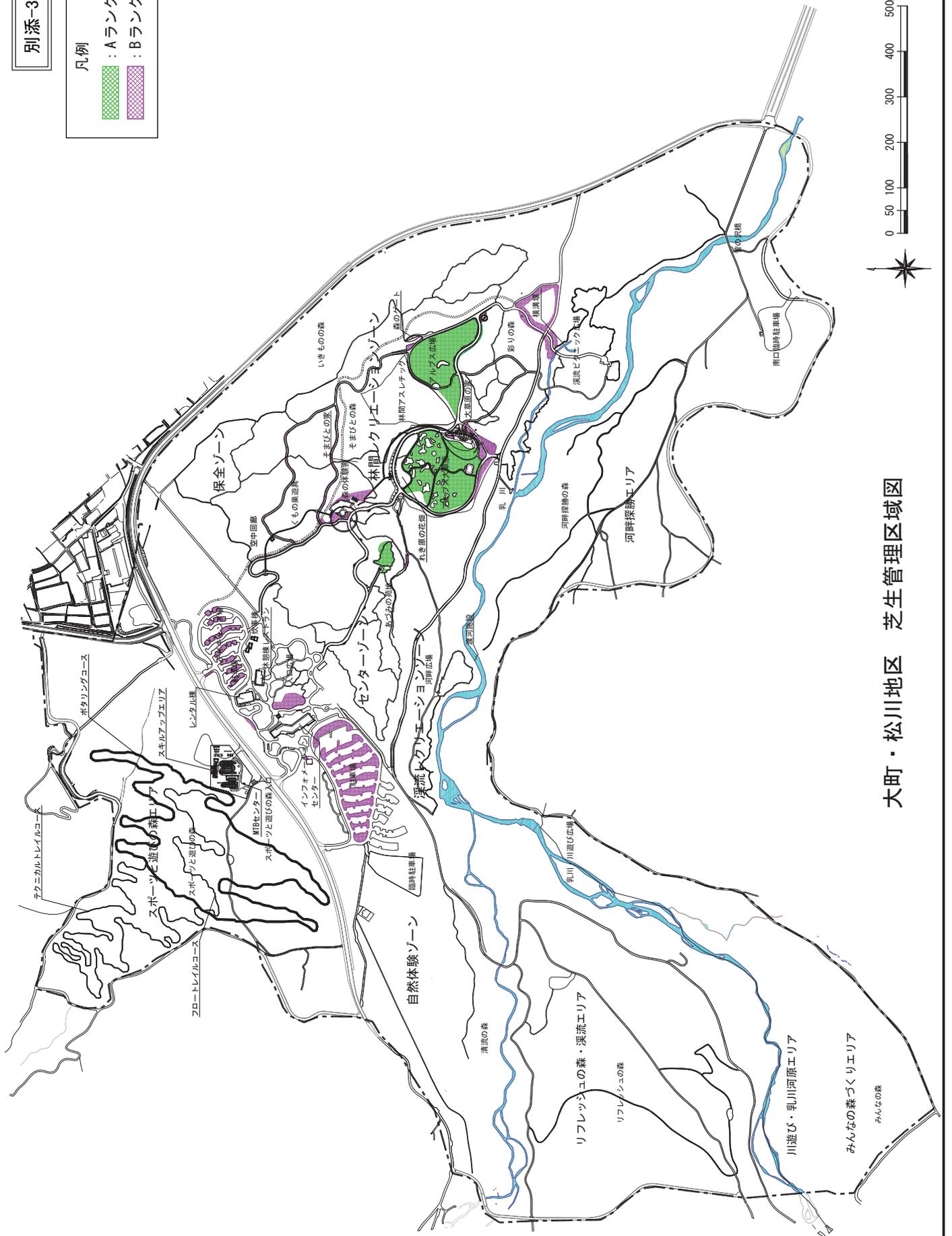
掘金・穂高地区 芝生管理区域図



別添-32

凡例

- : Aランク
- : Bランク



大町・松川地区 芝生管理区域図

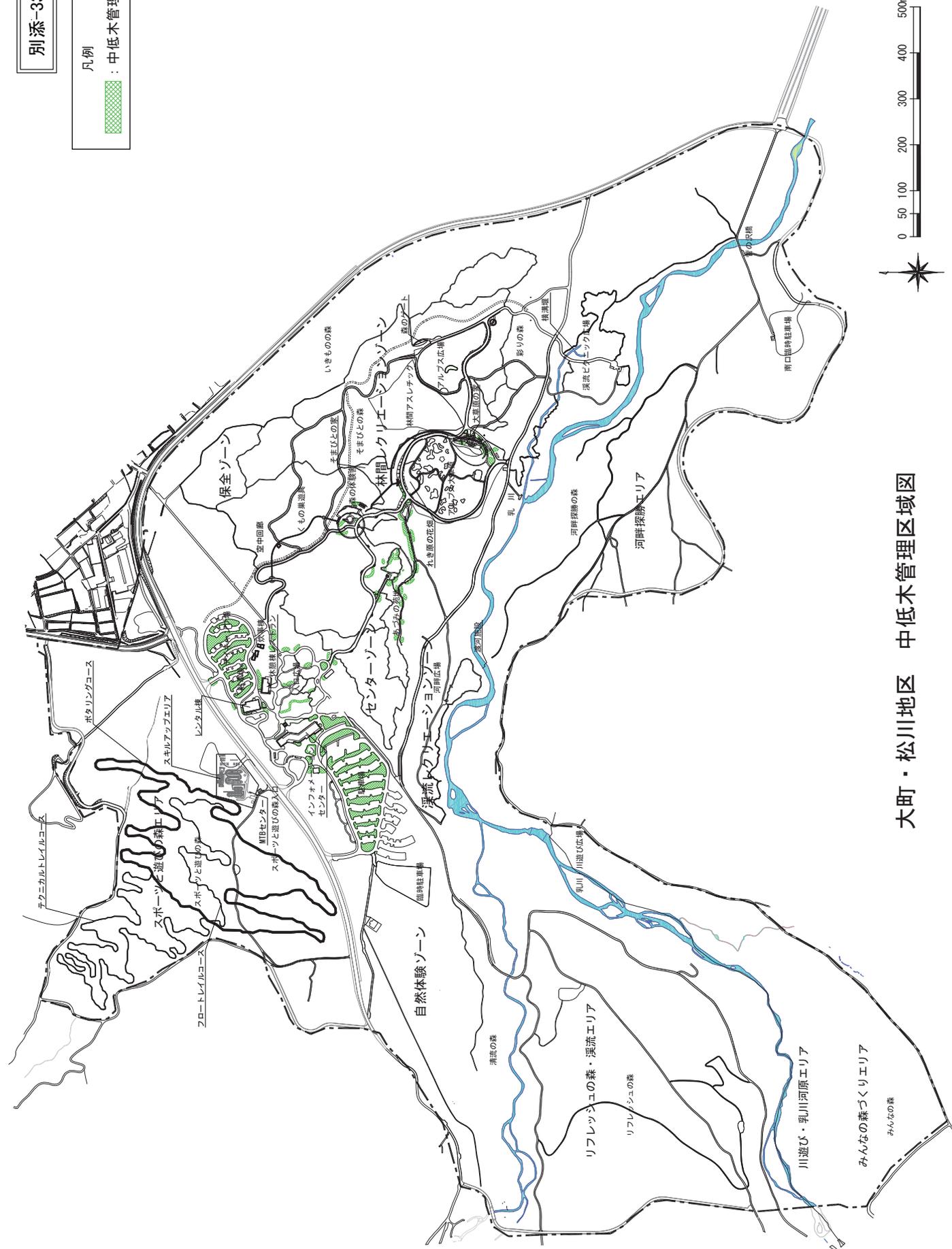
凡例
：中低木管理



堀金・穂高地区 中低木管理区域図

凡例

：中低木管理



大町・松川地区 中低木管理区域図

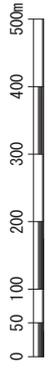
凡例



高木管理



堀金・穂高地区 高木管理区域図



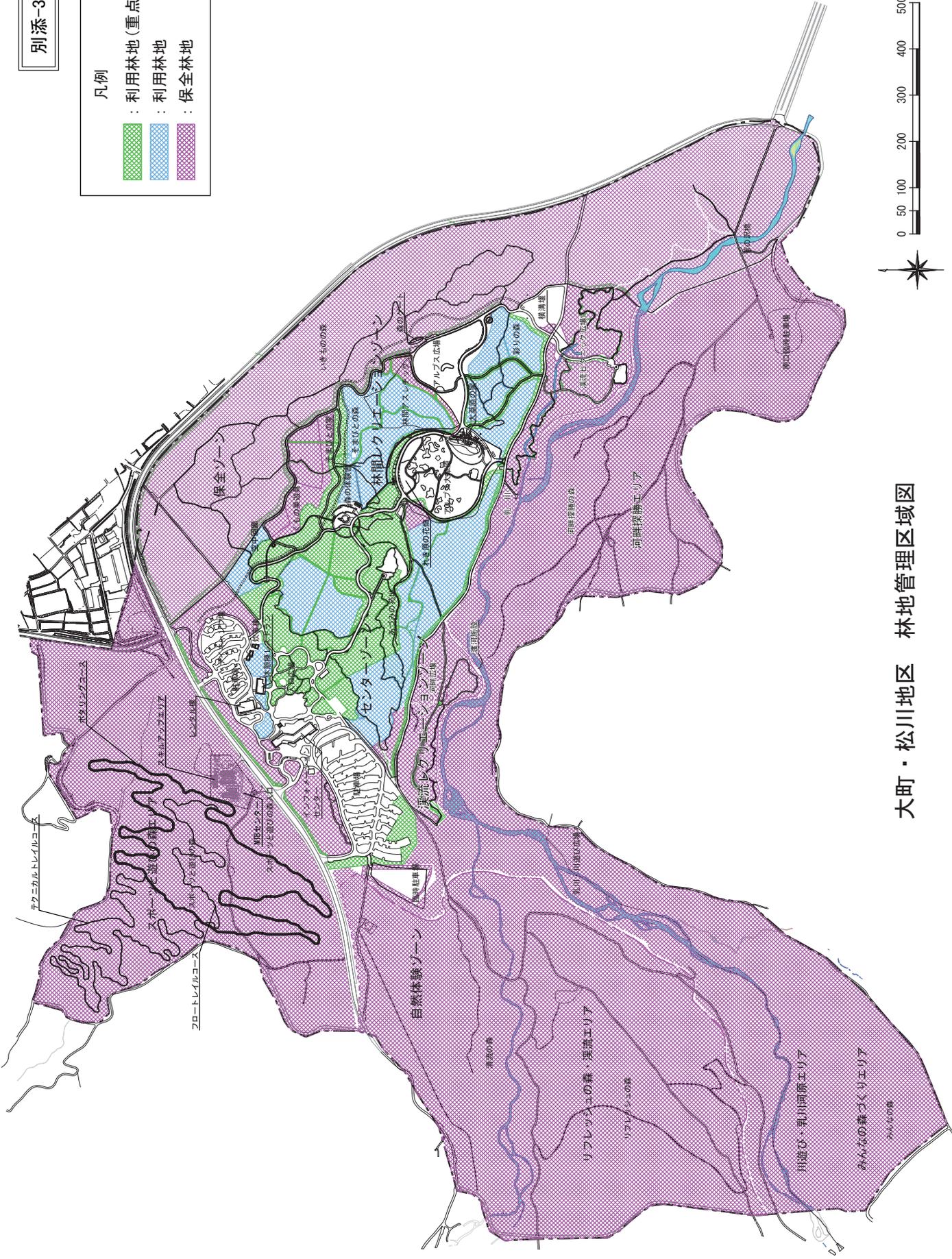
凡例

-  : 利用林地(重点)
-  : 利用林地
-  : 保全林地



掘金・穂高地区 林地管理区域図

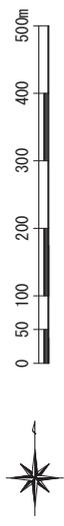
- 凡例
- 利用林地(重点)
 - 利用林地
 - 保全林地



大町・松川地区 林地管理区域図

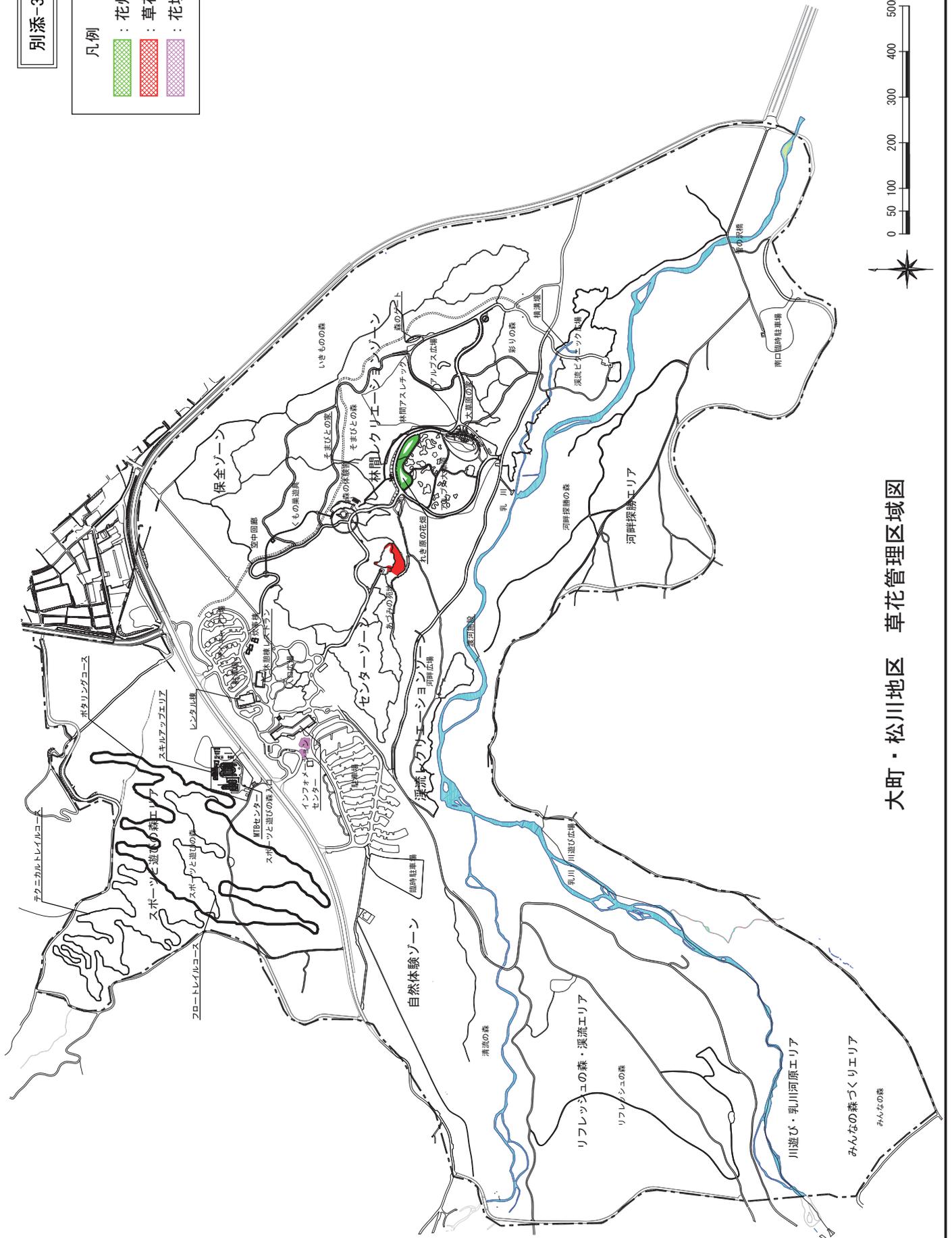
凡例

	: 花畑
	: 草花
	: 花壇



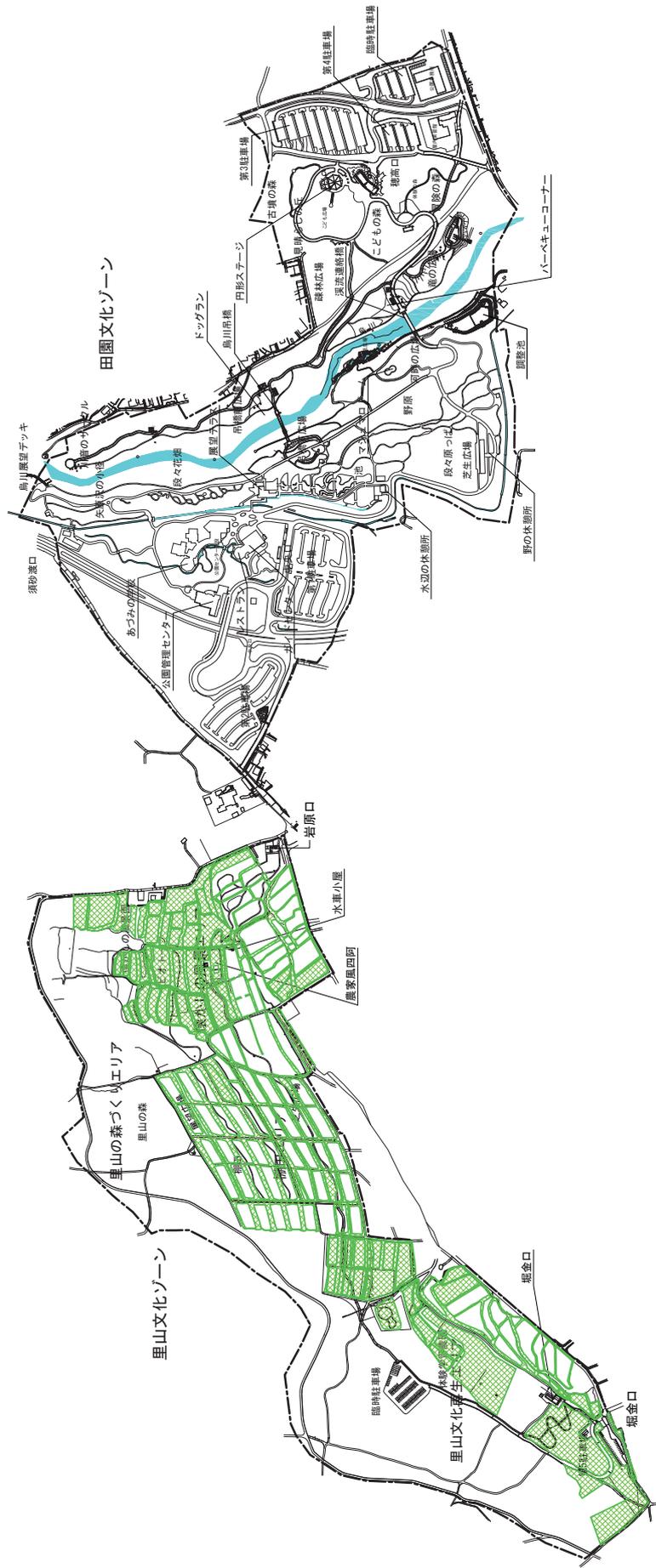
掘金・穂高地区 草花管理区域図

凡例	: 花畑
	: 草花
	: 花壇



大町・松川地区 草花管理区域図

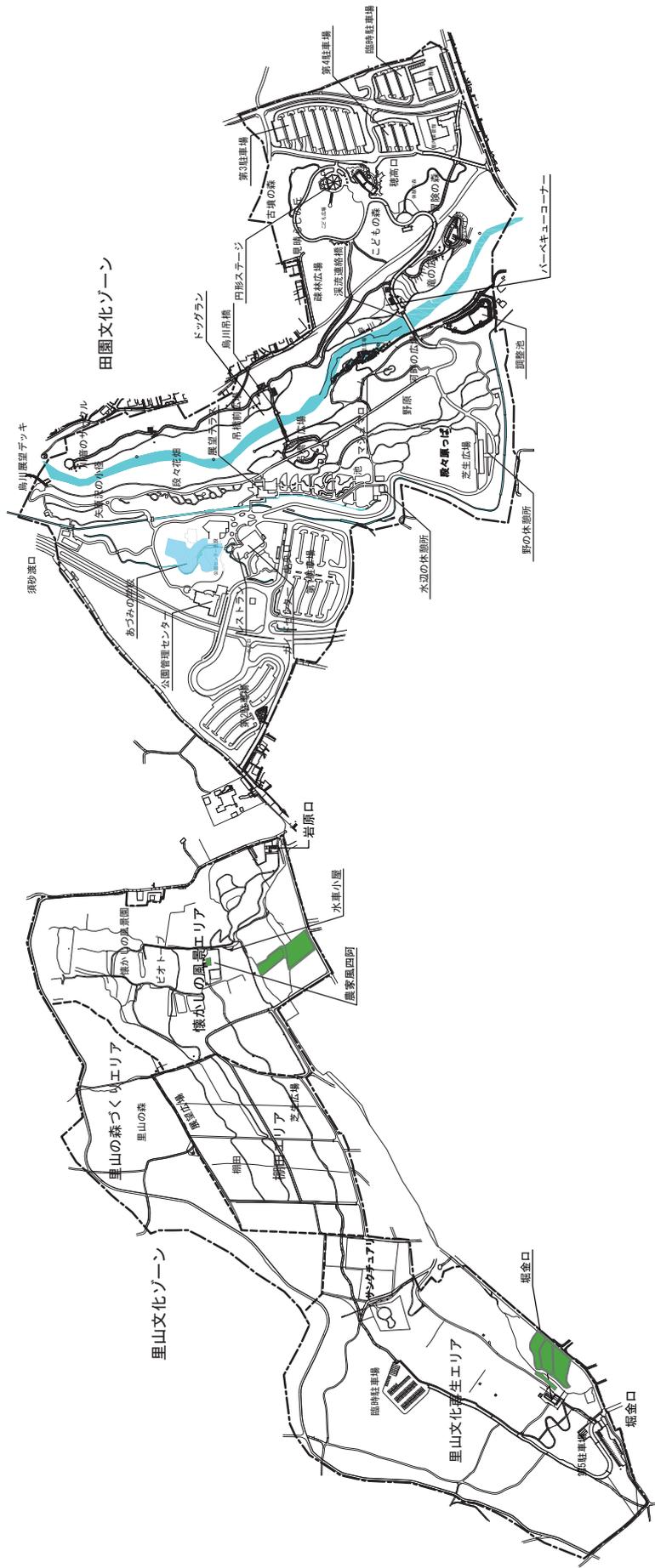
凡例
: 草地管理



掘金・穂高地区 草地管理区域図

凡例

- : 耕作地管理工
- : 特殊管理工



掘金・穂高地区 特殊管理区域図



国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区

第3期地区 野草管理育成マニュアル（抄）

国営アルプスあづみの公園 堀金・穂高地区

第3期地区 野草管理育成マニュアル



目 次

1. はじめに	1
2. エリア別目標	7
岩原の土手草にまつわるあれこれー知っておきたい基礎知識ー	9
3. エリア別管理スケジュール	13
4. エリア別作業指針	15
エリア1 懐かしの畦・花咲く草っ原の再現	15
エリア2 カヤ場の再現	24
エリア3 使い・育てて、活かす畦	26
エリア4 いきものが育つ「拠点」環境づくり	30
エリア5 樹林と耕作環境つなぐ草地	44
その他 境界植栽の管理	48
5. 作業種別指針	49
5.1 作業種区分	49
5.2 作業別指針及び留意事項	49
5.2.1 草刈	49
5.2.2 刈屑の取り扱い（集草・処理）	51
5.2.3 野焼き	55
5.3 作業実施時期・実施区域の詳細設定	57
鑑賞等の活用価値の高い草花	59
彩りある古田の畦の見本	72
昆虫類希少種の食草	73
5.4 増殖	74

植栽草花一覽

堀金・穂高地区草花一覧(地被・草花・山野草)

種名	開花時期
カタクリ	3～5月
キクサギイチゲ	3～5月
アマドコロ	4～5月
イカリソウ	4～5月
ウマノアシダカ	4～5月
サクラソウ	4～5月
シラン	4～5月
ラショウモンカズラ	4～5月
バイカイカリソウ	4～5月
アヤメ	5～6月
シバザクラ	5～6月
ナルコユリ	5～6月
ヒメジャガ	5～6月
ミヤマナルコユリ	5～6月
シラネアオイ	5～7月
キリンソウ	5～8月
テカリダケキリンソウ	5～8月
クサフジ	5～9月
アスチルベ	6月
オオタカネバラ	6～7月
オカトラノオ	6～7月
タカネバラ	6～7月
ヤマホタルブクロ	6～7月
イブキジャコウソウ	6～8月
キバナノヤマオダマキ	6～8月
ヒオウギアヤメ	6～8月
ミヤマオダマキ	6～8月
ヤマオダマキ	6～8月
オニシモツケ	6～8月
ギボウシ	6～9月
ウスゲヤナギラン	7～8月
オオバギボウシ	7～8月
クガイソウ	7～8月
コバギボウシ	7～8月
コマクサ	7～8月
シコタンハコベ	7～8月
シコタンソウ	7～8月
シモツケソウ	7～8月
タカネナデシコ	7～8月
ニッコウキスゲ	7～8月
ミソハギ	7～8月
ミヤマアズマギク	7～8月
ミヤマキンボウゲ	7～8月
ヤブカンゾウ	7～8月
チダケサシ	7～8月
ヌマトラノオ	7～8月
キキョウ	7～9月
コオニユリ	7～9月
トモエソウ	7～9月
ユウスゲ	7～9月
カワラナデシコ	7～10月
ゲンノショウコ	7～10月
ユウガギク	7～10月
カライトソウ	8～9月
フジバカマ	8～9月
ヤマハコ	8～9月
ヤマリトラノオ	8～9月
アキノキリンソウ	8～10月
オトコエシ	8～10月
オミナエシ	8～10月
サワヒヨドリ	8～10月
サラシナショウマ	8～10月
ツリガネニンジン	8～10月
ヒヨドリバナ	8～10月
マツムシソウ	8～10月
ワレモコウ	8～10月
ノコンギク	8～11月
ゴマナ	9～10月
ツメレンゲ	9～11月
リンドウ	9～11月
リュウノギク	10～11月
クサソテツ	

大町・松川地区草花一覧(あづみの苑地)

種名	開花時期
ラショウモンカズラ	4～6月
ムラサキツユクサ	4～8月
カキツバタ	5～6月
ガンコウラン	5～6月
アカモノ	5～7月
シラネアオイ	5～7月
ベニバナイチヤクソウ	5～7月
アケボノショウマ	5～9月
ウラシマツツジ	6～7月
クロマメノキ	6～7月
コメバツガザクラ	6～7月
ショウジョウバカマ	6～7月
タヌキラン	6～7月
ヒオウギアヤメ	6～7月
ミネズオウ	6～7月
ヤグルマソウ	6～7月
イブキジャコウソウ	6～8月
オニシモツケ	6～8月
グンナイフクロウ	6～8月
シモツケソウ	6～8月
チングルマ	6～8月
ニッコウキスゲ	6～8月
ハクサンコザクラ	6～8月
ミヤマオダマキ	6～8月
キツリフネ	6～9月
アオノツガザクラ	7～8月
イブキトラノオ	7～8月
カライトソウ	7～8月
ギンバイソウ	7～8月
クガイソウ	7～8月
コケモモ	7～8月
コマクサ	7～8月
シキンカラマツ	7～8月
シコタンソウ	7～8月
シナノナデシコ	7～8月
タカネナデシコ	7～8月
チシマギキョウ	7～8月
ハクサンフウロ	7～8月
ミヤマアズマギク	7～8月
ミヤマキンバイ	7～8月
ミヤマキンボウゲ	7～8月
ミヤマダイコンソウ	7～8月
ユウスゲ	7～8月
ウスゲヤナギラン	7～9月
トモエソウ	7～9月
ハンゴンソウ	7～9月
ヤマホトトギス	7～9月
オヤマリンドウ	8～9月
シロウマアサツキ	8～9月
ソバナ	8～9月
タマガワホトトギス	8～9月
タムラソウ	8～10月
ツリフネソウ	8～10月
ツリガネニンジン	8～10月
マツムシソウ	8～10月
アサギリソウ	9月
ダイモンジソウ	9～10月

貴重種一覽

■ 植物

No.	門名	科名	種名	学名	地区		貴重種の選定根拠					
					OM 地区	HH 地区	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
1	シダ植物門	ミズニラ科	ミズニラ	<i>Isoetes japonica</i>		●				NT	EN	
2	種子植物門	イラクサ科	ホソバイラクサ	<i>Urtica angustifolia</i>		●						VU
3		ナデシコ科	タガシテソウ	<i>Cerastium pauciflorum var. amurense</i>						VU	NT	NT
4		キンポウゲ科	アケボノソウ	<i>Adonis ramosa</i>		●					NT	CR+EN
5			オウレン	<i>Coptis japonica</i>		●					EN	CR+EN
6			セリハオウレン	<i>Coptis japonica var. dissecta</i>		●					(EN)	
7		ポタン科	ヤマシヤクヤク	<i>Paeonia japonica</i>		●				NT	VU	CR+EN
8		マメ科	ミヤマタニワタシ	<i>Vicia bifolia</i>		●					NT	
9		カエデ科	ハナノキ	<i>Acer pycnanthum</i>		●				VU	VU	
10		ミソハギ科	ミズマツバ	<i>Rotala pusilla</i>		●				VU	VU	
11		ツツジ科	アカヤシオ	<i>Rhododendron pentaphyllum var. nikoense</i>		●					NT	
12		リンドウ科	ホソバツルリンドウ	<i>Pterygocalyx volubilis</i>		●				VU	NT	
13		ムラサキ科	サウルリソウ	<i>Ancistrocarya japonica</i>		●					NT	
14		クマツヅラ科	コムラサキ	<i>Callicarpa dichotoma</i>		●					EN	
15		シソ科	ヤマジソ	<i>Mosla japonica</i>		●				NT	NT	EX
16		ゴマノハグサ科	サワトウガラシ	<i>Deinostema violaceum</i>		●					NT	
17			アブノメ	<i>Dopatrium junceum</i>		●					CR	
18			ウリクサ	<i>Lindernia crustacea</i>		●					VU	CR+EN
19		キキョウ科	キキョウ	<i>Platycodon grandiflorum</i>		●				VU	NT	VU
20		キク科	ミヤマヨメナ	<i>Miyamayomena savatieri</i>		●					VU	CR+EN
21		オモダカ科	アズミノハラオモダカ	<i>Alisma canaliculatum var. azuminoense</i>		●				EN	CR	CR+EN
22		ユリ科	アマナ	<i>Tulipa edulis</i>		●					VU	NT
23		アヤメ科	カキツバタ	<i>Iris laevigata</i>		●					NT	NT
24		ラン科	ギンラン	<i>Cephalanthera erecta</i>		●					NT	CR+EN
25			ヒメヤマウズラ	<i>Goodyera repens</i>		●					NT	CR+EN
26			カモメラン	<i>Orchis cyclochila</i>		●					NT	EN
27			コケイラン	<i>Oreorchis patens</i>		●					NT	CR+EN
計				20科27種	14	18	0	0	11	26	15	

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区：地区別確認状況 ●-現地確認

注3) 貴重種の選定根拠

- (1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物
- (2) 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定された国内希少野生動物植物種
- (3) 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成24・25年)に記載された種 絶滅危惧I類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)
- (4) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種 絶滅危惧IA類(OR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)
- (5) 「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」に記載された種 絶滅危惧IA類(OR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)
- (6) 「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 絶(EX)、滅絶滅危惧類(OR+EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)

■ 昆虫類

No.	目名	科名	種名	学名	地区		貴重種の選定根拠					
					OM 地区	HH 地区	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
1	トンボ目	ヤンマ科	マダラヤンマ	<i>Aeshna mixta sonetarai</i>	●				NT	NT		
2			クロスジヤンマ	<i>Anax nigrofasciatus nigrofasciatus</i>		●				NT		
3			ギンヤンマ	<i>Anax parthenope julius</i>		●				NT		
4	カメムシ目	コオイムシ科	コオイムシ	<i>Appasus japonicus</i>	●				NT	NT		
5		タイコウチ科	タイコウチ	<i>Laccotrepes japonensis</i>		●				NT	NT	
6	チョウ目	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	<i>Leptalina unicolor</i>	●				NT	NT	CR+EN	
7			ミヤマチャバネセセリ	<i>Pelopidas iansonis</i>	●					VU	CR+EN	
8			キマダラセセリ	<i>Potanthus flavus flavus</i>		●				VU		
9			スジグロチャバネセセリ	<i>Thymelicus leoninus leoninus</i>	●				NT	VU	NT	
10		シジミチョウ科	クロドリシジミ	<i>Favonius yuasai</i>	●					NT	NT	
11			ミヤマシジミ	<i>Lycæides argyrognomon praeterinsularis</i>		●			EN	NT	NT	
12			オオルリシジミ	<i>Shiimiaeoides divinus barine</i>		●			CR	EN	CR+EN	
13		タテハチョウ科	コヒヨウモンモドキ	<i>Melitæa britomartis niphona</i>		●			EN	NT	CR+EN	
14			オオムラサキ	<i>Sasakia charonda charonda</i>		●				NT	N	
15		アゲハチョウ科	ヒメフチヨウ本州亜種	<i>Luehdorfia puziloi inexpecta</i>		●				NT	N	NT
16		シロチョウ科	ヒメシロチョウ	<i>Leptidea amurensis</i>		●			EN	NT	CR+EN	
17		マダラガ科	ベニモンマダラ	<i>Zygaena niphona niphona</i>		●			NT	NT	NT	
18		ジャノメチョウ科	ヒメヒガゲ本州中部亜種	<i>Coenonympha oecippus annulifer</i>		●			CR	EN	CR+EN	
19	ハエ目	アミカモトキ科	ニホンアミカモドキ	<i>Deuterophlebia nipponica</i>	●				VU	NT	NT	
20	コウチュウ目	コガネムシ科	アカマダラハナムグリ	<i>Anthracophora rusticola</i>		●				VU	NT	
21			クロカサブン	<i>Rhomborrhina polita</i>		●				VU	NT	
22			トラハナムグリ	<i>Trichius japonicus</i>		●				VU	VU	
23		ガムシ科	ガムシ	<i>Hydrophilus acuminatus</i>		●			NT	NT	NT	
24		カミキリムシ科	ムモンベニカミキリ	<i>Amarysius sanguinipennis</i>		●				CR+EN	NT	
25			ケブカマルクビカミキリ	<i>Atimia okayamensis</i>		●				NT	NT	
26		ホタル科	ヒメホタル	<i>Luciola parvula</i>		●				NT	NT	
27		ミズスマシ科	ミズスマシ	<i>Gyrinus japonicus</i>		●			VU	NT	VU	
28		ゲンゴロウ科	クログンゴロウ	<i>Cybister brevis</i>		●			NT	NT	CR+EN	
29			ゲンゴロウ	<i>Cybister japonicus</i>		●			VU	NT	NT	
30			シマゲンゴロウ	<i>Hydaticus bowringii</i>		●			NT	VU	CR+EN	
31		オサムシ科	クロカガビロオサムシ	<i>Calosoma maximowiczii</i>		●				VU	NT	
計	5目	18科	31種		20	20	0	0	18	30	26	

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト(国土交通省水管理・国土保全局)」に準拠した

注2) 地区：地区別確認状況 ●=現地確認

注3) 貴重種の選定根拠

- 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物
- 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定された国内希少野生動物種
- 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種 絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)
- 「長野県レッドリスト(植物編2005)」に記載された種 絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)
- 「愛媛県レッドリスト(動物編2014)」に記載された種 絶滅危惧類(CR+EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)

■ 猛禽類

No.	目名	科名	種名	学名	地区		貴重種の選定根拠				
					OM 地区	HH 地区	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	タカ目	タカ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>					NT	N	
2			ハチクマ	<i>Pernis apivorus</i>					NT	VU	NT
3			オジロシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>			天	内	VU		
4			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>				内	NT	VU	NT
5			ツミ	<i>Accipiter gentilis</i>					DD	DD	
6			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>					NT	VU	NT
7			ノスリ	<i>Buteo buteo</i>						NT	
8			サンバ	<i>Butastur indicus</i>					VU	VU	
9			クマタカ	<i>Spizaetus nipalensis</i>				内	EN	EN	CR+EN
10			イヌワシ	<i>Aquila chrysaetos</i>			天	内	EN	CR	CR+EN
11		ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>				内	VU	N	VU
12			チヨウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>						N	
計				12種			2	5	9	11	6

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区：地区別確認状況 猛禽類データなし

注3) 貴重種の選定根拠

- (1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物(天)
- (2) 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定された国内希少野生動物種(内)
- (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種 絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)
- (4) 「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」に記載された種 絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD)、留意種(N)
- (5) 「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 絶滅危惧類(CR+EN)、絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)

■ 哺乳類

No.	目名	科名	種名	学名	地区		貴重種の選定根拠				
					OM地区	HH地区	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
1	モグラ目	トガリネズミ	アズミトガリネズミ	<i>Sorex hosonoi hosonoi</i>	●				NT	VU	VU
2			カワネズミ	<i>Chimarogale himalayica platycephala</i>	●				LP	NT	NT
3	コウモリ目	ヒナコウモリ	ヤマコウモリ	<i>Myctalus lasiopterus aviator</i>	●				VU	VU	NT
4			ニホンウサギコウモリ	<i>Plecotus auritus sacrimontis</i>	●					NT	NT
5			モモンロコウモリ	<i>Myotis macrodactylus</i>	●	●				NT	NT
6			ニホンコテンゴコウモリ	<i>Murina silvatica</i>	●					DD	DD
7			ニホンテンゴコウモリ	<i>Murina leucogaster hilgendorffi</i>	●	●				NT	DD
8	ネズミ目	ヤマネ	ヤマネ	<i>Girulus japonicus</i>	▲	●	天			NT	NT
計	3目	3科	8種	8種	8	3	1	0	3	8	8

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区: 地区別確認状況 ● = 現地確認 ▲ = ヒアリング確認

注3) 貴重種の選定根拠

(1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物(天)

(2) 絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定された国内希少野生動植物種

(3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種 絶滅危惧Ⅱ類(VU)、準絶滅危惧(NT)、絶滅のおそれのある地域個体群(LP)

(4) 「長野県レッドリスト(植物編2005)」に記載された種 絶滅危惧Ⅱ類(VU)、準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD)

(5) 「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 絶滅危惧Ⅱ類(VU)、準絶滅危惧(NT)、情報不足(DD)

注4) 前回記載のテンゴコウモリは、選定根拠の分類に従いニホンテンゴコウモリ(亜種)の扱いとした

■ 両生類

No.	目名	科名	種名	学名	地区		貴重種の選定根拠						
					OM 地区	HH 地区	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
1	サンショイモリ科	アカハライモリ		<i>Cynops pyrrhogaster</i>	●								NT
2	カエル目	アオガエル科	ツチガエル	<i>Rana rugosa</i>	●								VU
3		アオガエル科	モリアオガエル	<i>Rhacophors arboreus</i>	●								NT
計	2目	3科	3種		2	2	0	0	0	0	2	2	2

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区：地区別確認状況 ●-現地確認

注3) 貴重種の選定根拠

- (1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物
- (2) 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定された国内希少野生動物植物種
- (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種
- (4) 「長野県レッドリスト(植物編2005)」に記載された種 絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)
- (5) 「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 絶滅危惧II類(VU)、準絶滅危惧(NT)

■ 魚類

No.	目名	科名	種名	学名	地区		貴重種の選定根拠					
					OM地区	HH地区	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
1	カサゴ目	カジカ科	カジカ(大卵型) カジカ(小・中卵型)	<i>Cottus pollux</i>	●	●			NT EN	NT	NT	
計	1目	1科	1種		1	1	0	0	1	1	1	1

注1) 種名等及びその配列は基本的に「平成24年度版 河川水辺の国勢調査 生物リスト」(国土交通省水管理・国土保全局)に準拠した

注2) 地区:地区別確認状況 ●-現地確認

注3) 貴重種の選定根拠

- (1) 文化財保護法及び文化財保護条例で指定された天然記念物
- (2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)で指定された国内希少野生動植物種
- (3) 「環境省第4次レッドリスト(平成24・25年)」に記載された種 絶滅危惧B類(EN)、準絶滅危惧(NT)
- (4) 「長野県レッドリスト(植物編2014、動物編2005)」に記載された種 準絶滅危惧(NT)
- (5) 「安曇野市版レッドデータブック2014」に記載された種 準絶滅危惧(NT)

国営アルプスあづみの公園における
猛禽類保護のための配慮指針(抄)

国営アルプスあづみの公園における 猛禽類保護のための配慮指針

平成 12 年 3 月 14 日 第 1 版策定
平成 12 年 4 月 1 日 運用開始
平成 14 年 3 月 29 日 第 1 回改訂
平成 22 年 4 月 1 日 第 2 回改訂

	目次	頁
1	猛禽類調査の経過	2
2	本配慮指針の目的	2
3	本配慮指針の取扱いについて	
	(1) 本配慮指針の基本的枠組み	2
	(2) 環境庁のマニュアルとの整合性	4
	(3) 対象とする猛禽類	4
	(4) 適用条件	5
4	配慮指針	
	(1) 工事中の配慮事項	6
	(2) 工事後（供用後）の配慮事項	14
5	配慮指針の見直し	21
6	猛禽類調査の実施根拠	21
	資料	
	①環境影響評価における猛禽類調査マニュアル （長野県生活環境部、平成 7 年 12 月）	資-1
	②平成 10 年度補足確認追跡調査その 2 業務集成文献	資-4
	③ハチクマの食性	資-8
	④クロスズメバチの増殖方法	資-10
	⑤猛禽類営巣誘導のための人工台座の設置方法	資-20
	⑥これまでの猛禽類調査結果の概要（1996～2009）	資-21
	⑦オオタカ、ノスリの巣の位置図（過去 2 年分の確認）	資-25

都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）
（抄）

平成29年9月

国 土 交 通 省

「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」目次

1. 目的	・・・ 1
2. 位置付け	・・・ 2
3. 対象と適用範囲	・・・ 3
4. 基本的考え方	・・・ 4
5. 点検・診断の種類と作業	・・・ 6
6. 点検・診断を実施する者	・・・ 8
7. 点検範囲の重点化	・・・ 9
8. 点検時期と点検項目	・・・ 10
9. 点検結果の評価と記録	・・・ 12
10. 点検結果に応じた措置・対策	・・・ 13

● 「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」の構成について

本指針の構成については、以下の通りである。

○基本的な考え方（四角囲み）

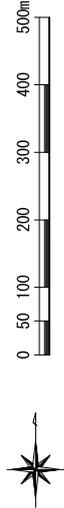
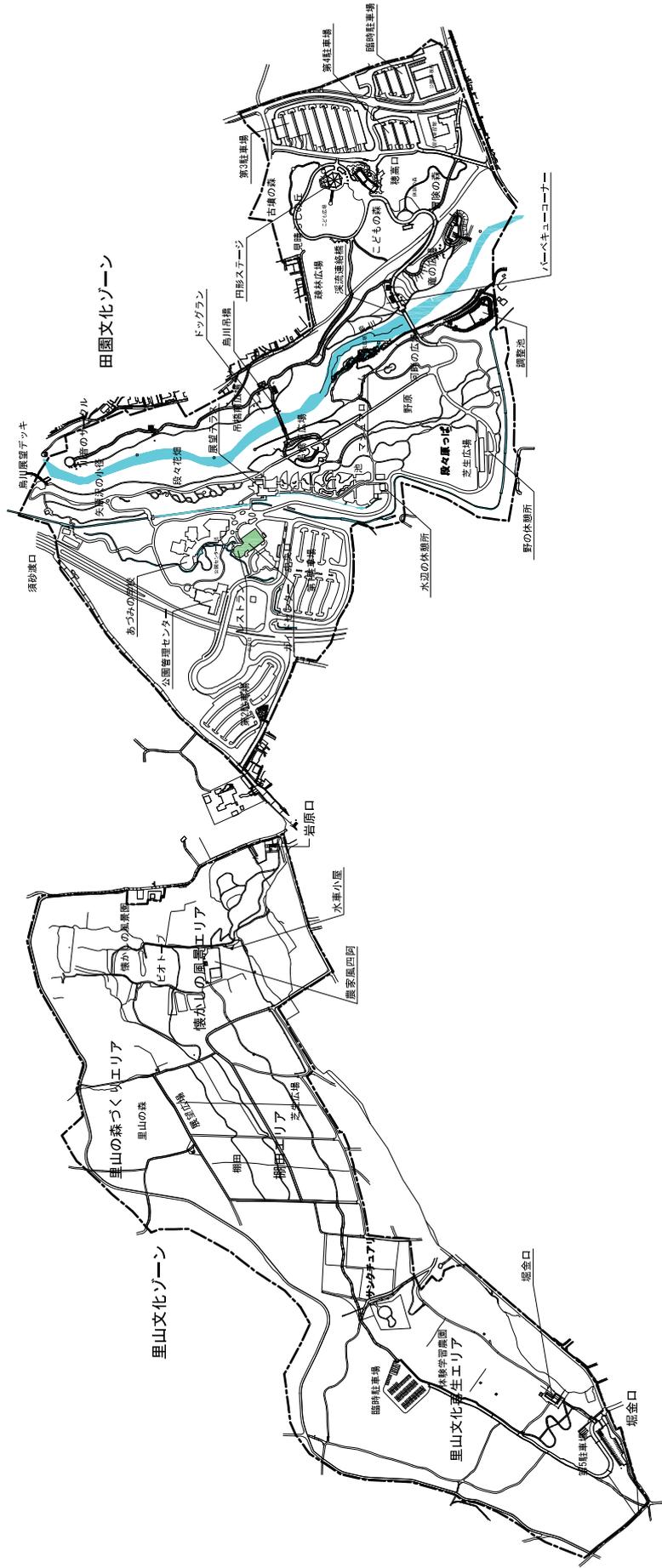
…都市公園における樹木の点検・診断の基本的な考え方及び点検・診断の際に配慮すべき基本的な事項を示したものであり、公園管理者に対する国の技術的助言に相当するものである。

○解説

…「基本的な考え方」の理解を深め、適切な運用が図られるよう、解説を示したものである。

収益施設管理運営対象区域図

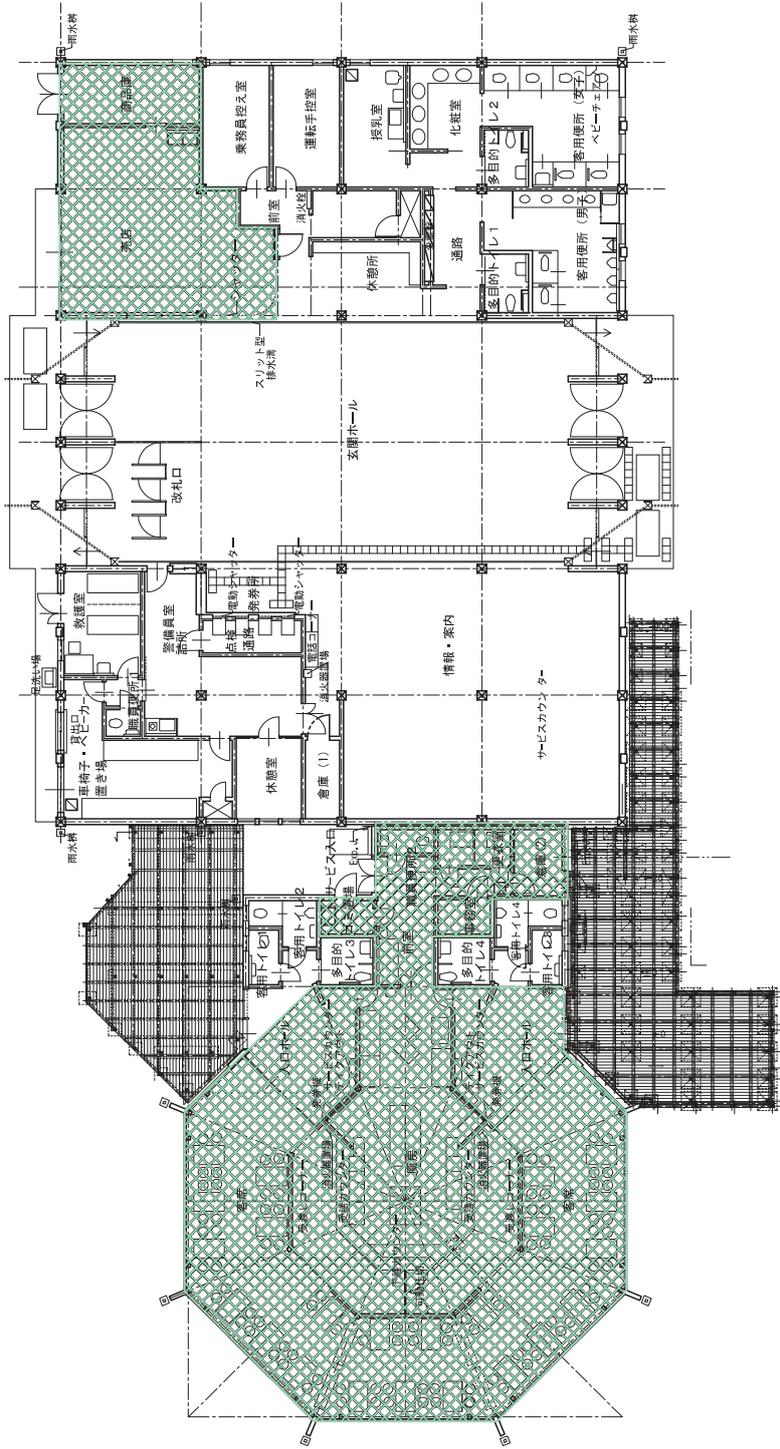
凡例
 : 収益施設



掘金・穂高地区 収益施設運営対象区域図

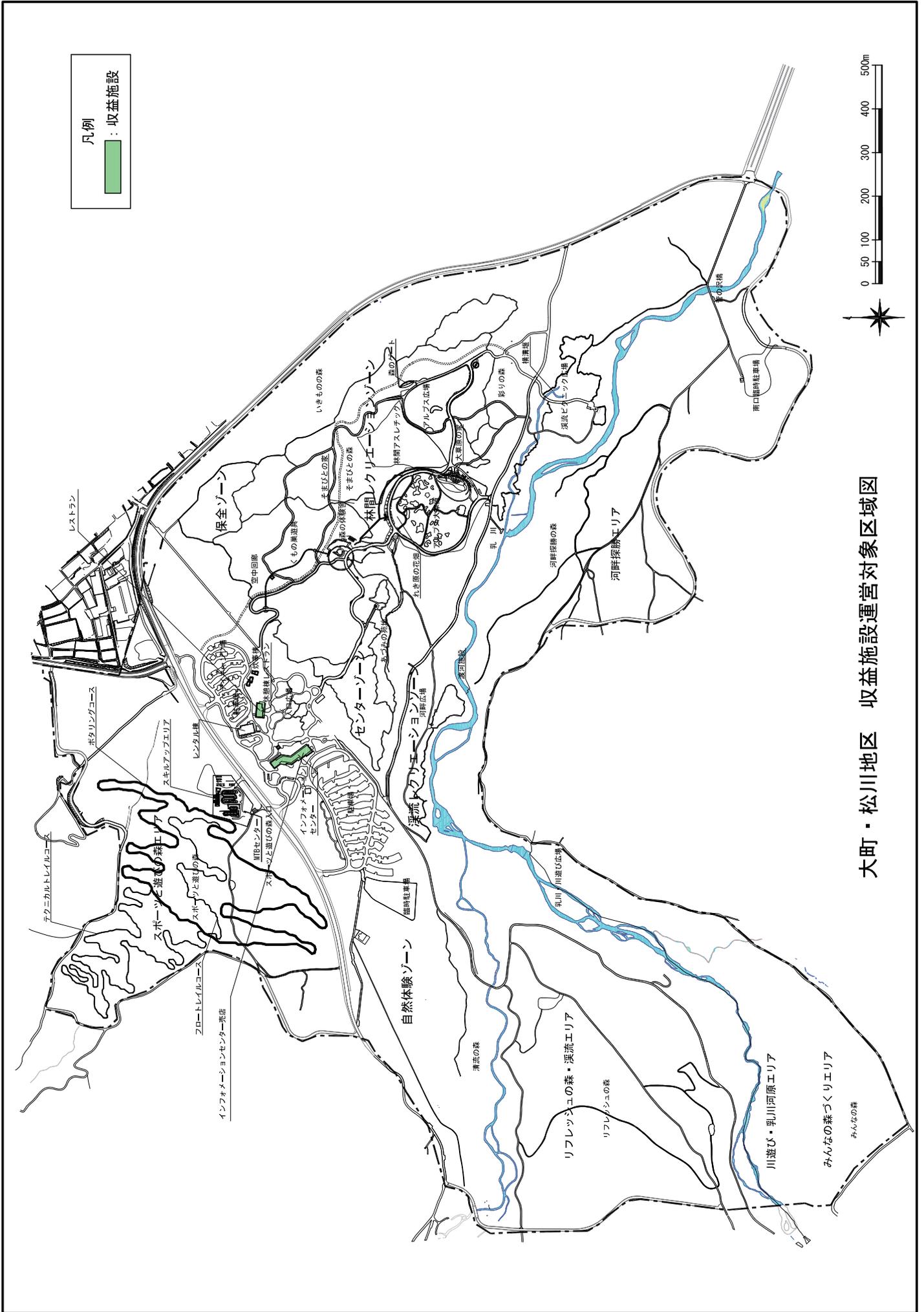
凡例

 収益施設運営対象範囲

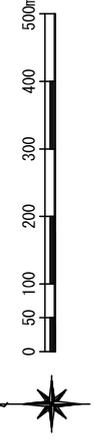


掘金・穂高地区 収益施設運営対象区域図
(ガイドセンター・レスプラン区域図)

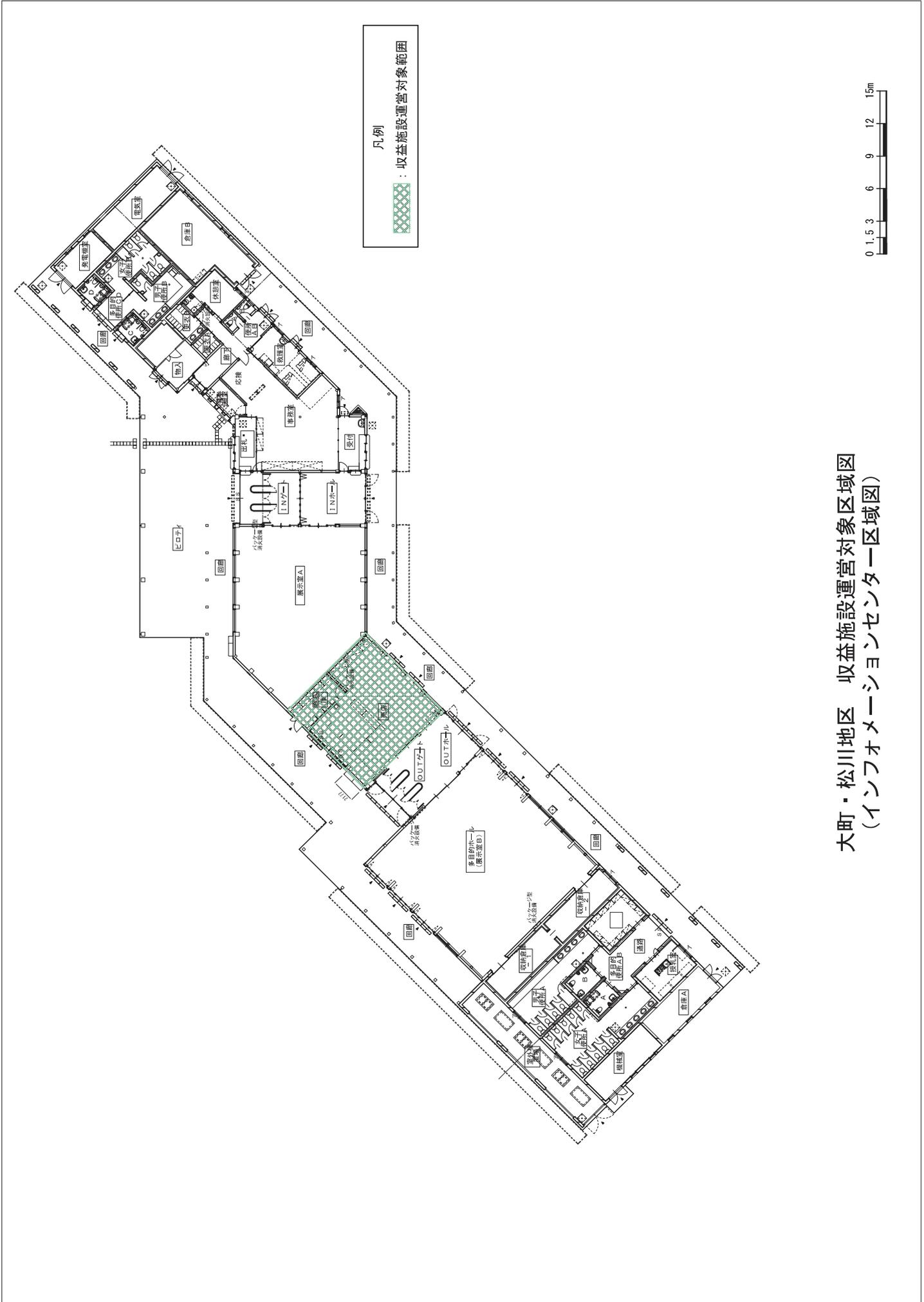




凡例
 : 収益施設

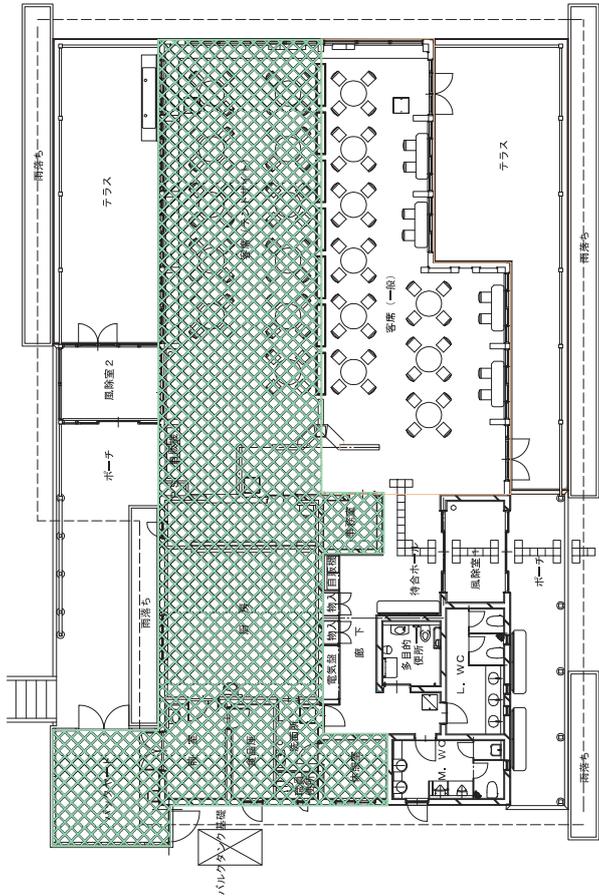


大町・松川地区 収益施設運営対象区域図



大町・松川地区 収益施設運営対象区域図
 (インフォメーションセンター区域図)

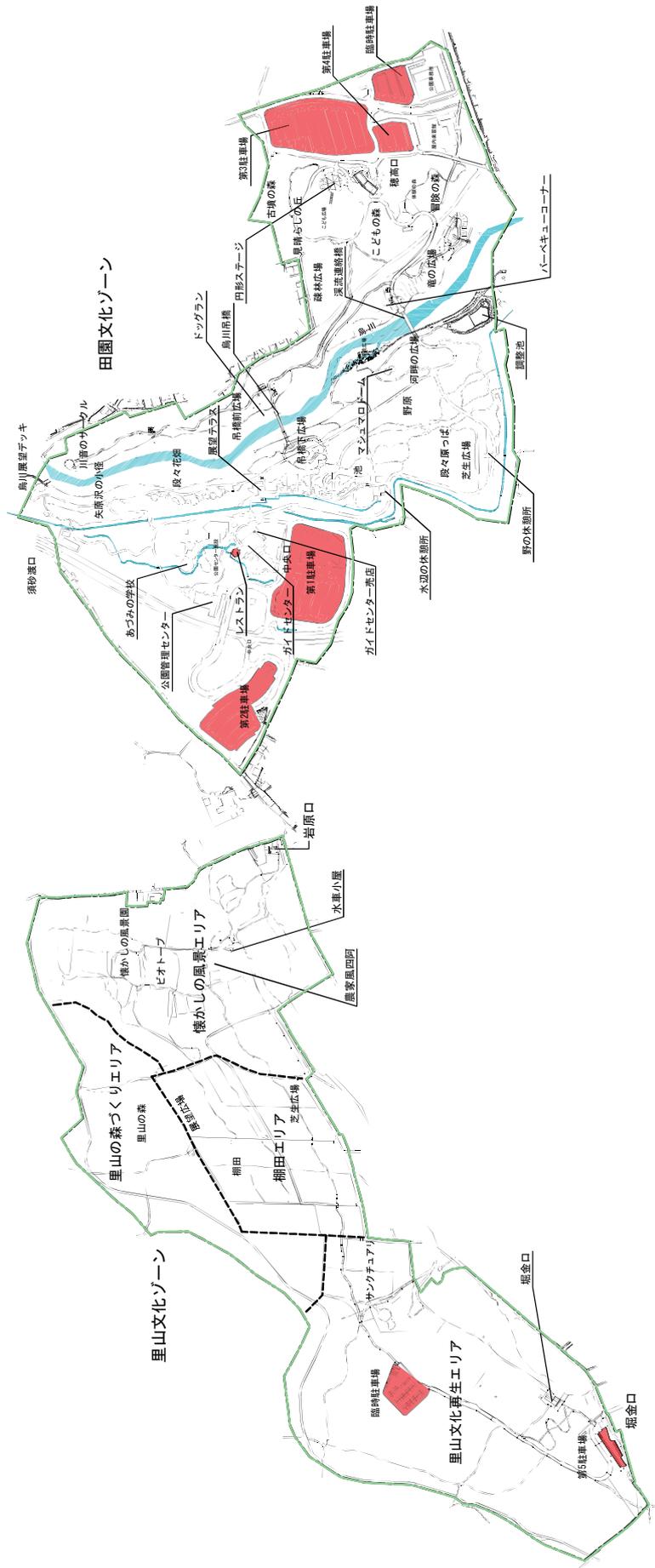
凡例
 : 収益施設運営対象範囲



大町・松川地区 収益施設運営対象区域図
 (休憩・レストラン棟区域図)



自主事業における飲食・物販施設等の設置管理運営可能範囲



不可範囲

※不可範囲を除く運営維持管理業務対象区域内において、自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営が実施可能

運営維持管理業務対象区域

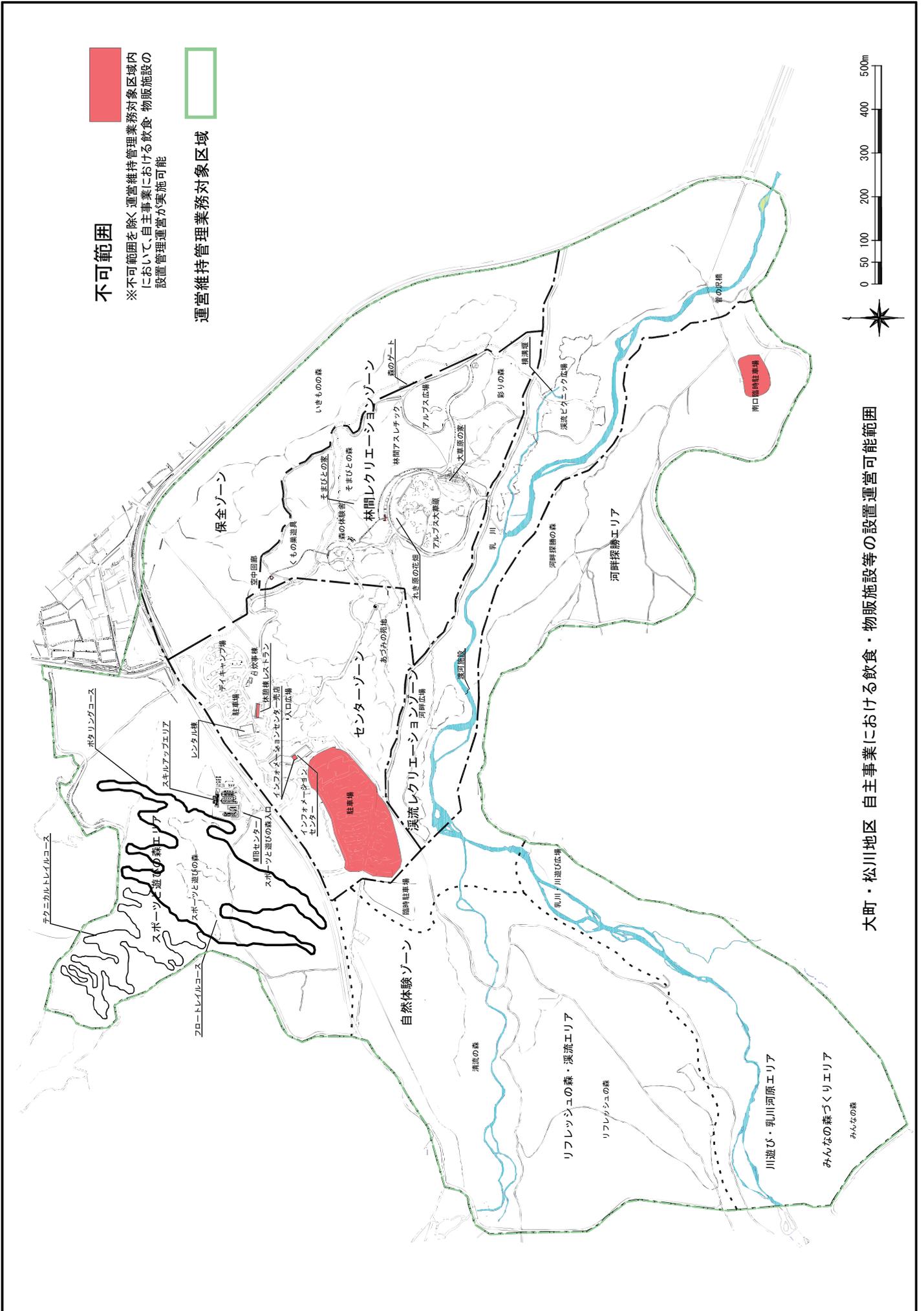


堀金・穂高地区 自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲

不可範囲

※不可範囲を除く運営維持管理業務対象区域内において、自主事業における飲食・物販施設の設置管理運営が実施可能

運営維持管理業務対象区域

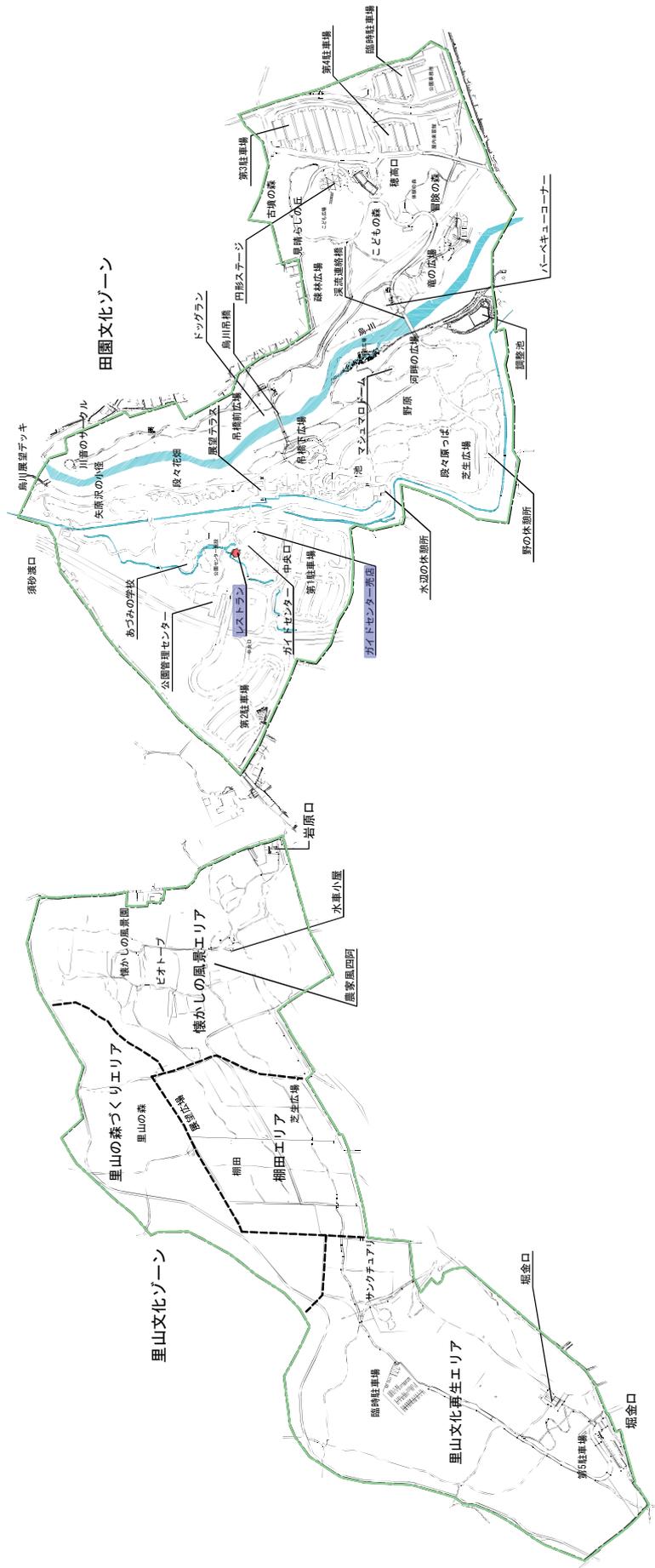


大町・松川地区 自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲

収益施設及び指定する既存施設一覧

R5年3月末現在

公園施設の名称			許可面積 (㎡)	必須/裁量
堀金・穂高 地区	飲食施設	レストラン	278.3	裁量
	物販施設	ガイドセンター売店	63.98	裁量
大町・松川 地区	飲食施設	レストラン	217.3	裁量
	物販施設	インフォメーションセンター売店	50	裁量

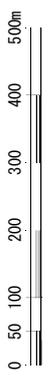


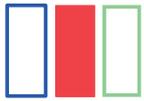
指定する既存施設

収益施設

運営維持管理業務対象区域

堀金・穂高地区 指定する既存施設

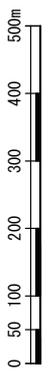
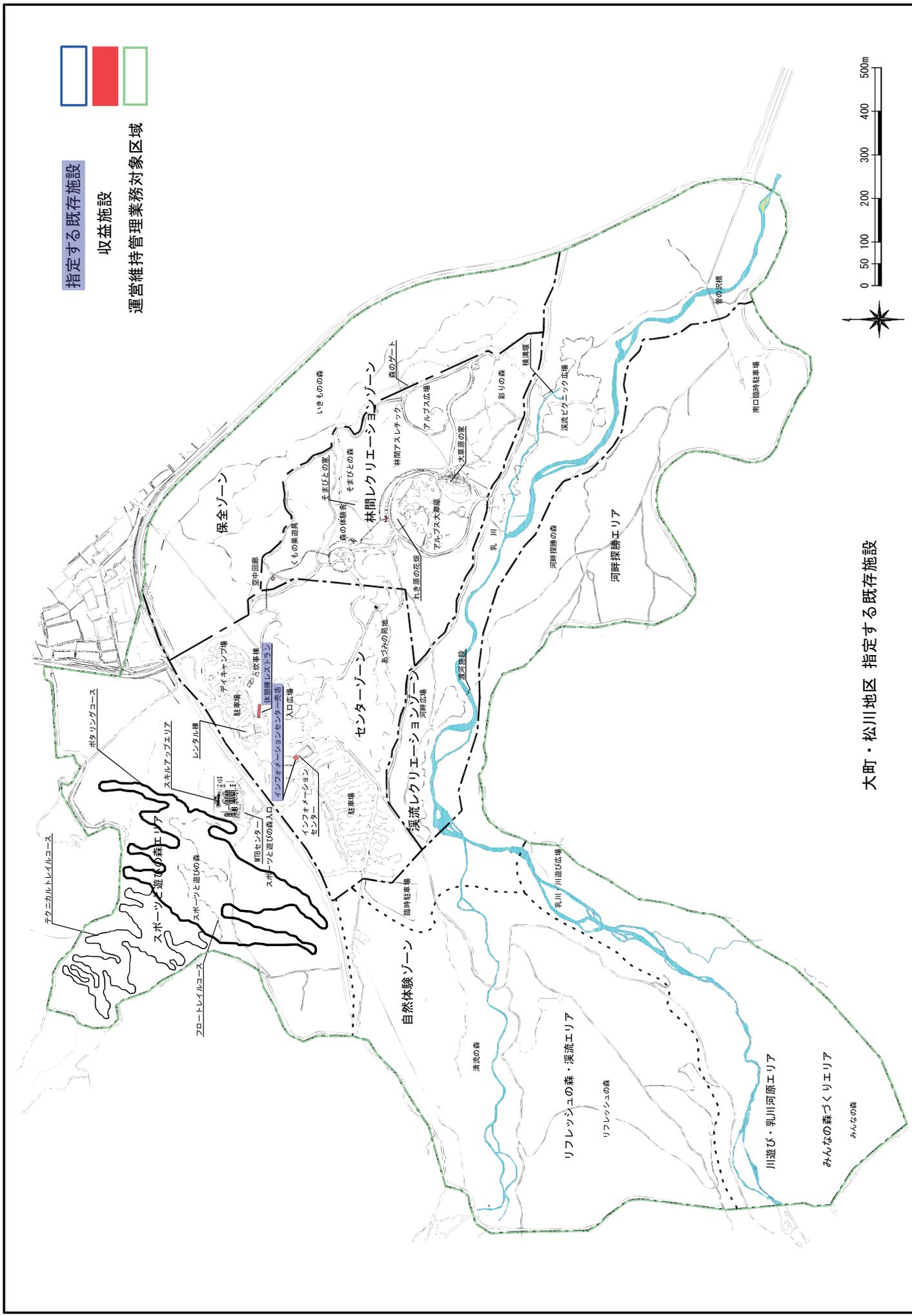




指定する既存施設

収益施設

運営維持管理業務対象区域



大町・松川地区 指定する既存施設

令和 年度 管理運営月報(月分) 令和 年 月 日

公園名

担当者

連絡先

開園日数	当月	日	累計	日
入園者数	当月	人	累計	人
入館者数	当月	人	累計	人

管理所開所日数	当月	日	累計	日			
従事職員数	常勤	人	非常	人	人	バイト	人

	当月				累計			
問合せ件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
苦情件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
要望件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件
賞賛件数	電話等	件	来所	件	電話等	件	来所	件

通報件数	警察	件	救急	件	消防	件
------	----	---	----	---	----	---

	当月		累計	
占用許可				
写真撮影	件	円	件	円
映画等の撮影	件	円	件	円
その他の占用	件	円	件	円

利用状況	当月		累計	
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人
	件	人	件	人

行催事実施状況	
日	実施内容

自主事業の実施状況

特記事項

維持管理の実施状況			
直営 業務内容		委託 業務内容	
日	業務内容	日	業務内容

収益施設等の管理に関する勤務実績簿(案)

令和	年度	役職	氏名			
確認印 (総括責任者)	月日	業務内容	開始時刻	終了時刻	実働時間 (分)	備考
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		
			:	:		

令和5～9年度 国営アルプスあづみの公園 管理運営月報総括表(案)

別添様式2

項目	達成すべき質	地区	計画・実績												累積				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
公園利用者数の確保	地区別の本公園の年間の有料区域の公園利用者数 【平成30年度～令和3年度の実績 平均値以上】	堀金・穂高地区	計画	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人		
			実施																
		大町・松川地区	計画	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人
			実施																
利用者満足度の向上	地区別の年間の公園の運営に関する「満足」の回答比率 【年間64%以上】	堀金・穂高地区	計画	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%		
			実施																
		大町・松川地区	計画	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%
			実施																
地域特性を生かした植物管理	堀金・穂高地区における安曇野地方の地域特性を生かした植物管理に関する「満足」の回答比率 【年間61%以上】	堀金・穂高地区	計画	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	○%	
			実施																
		-	計画	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件
			実施																
情報受発信の充実	マスコミによる報道件数 【958件以上】	-	計画	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	○件	
			実施																

運営維持管理業務

下記は記載例である

実施予定				当期までの契約状況					
項(例示)	単位	数量	予定額	契約額	業務名等	金額	業務等の内容	実施期間	請負業者名等
植物管理	式	1	〇〇	〇〇					
芝生管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	RO.〇月~〇月	〇〇
					〇〇工事(第1回変更)	〇〇	〇〇	RO.〇月~〇月	〇〇
低木管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	RO.〇月~〇月	〇〇
高木管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇		
草花管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	RO.〇月~〇月	〇〇
清掃	式	1	〇〇	〇〇	〇〇工事	〇〇	〇〇	RO.〇月~〇月	〇〇
					賃金等				
					諸材料購入				
体験学習施設管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
					〇〇	〇〇	〇〇	RO.〇月~〇月	〇〇
工作物管理	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇					
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇管理	〇〇	〇〇		〇〇
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇設備管理	〇〇	〇〇	RO.〇月~〇月	〇〇
	式	1	〇〇	〇〇	〇〇設備管理	〇〇	〇〇		〇〇

